

参 考 資 料

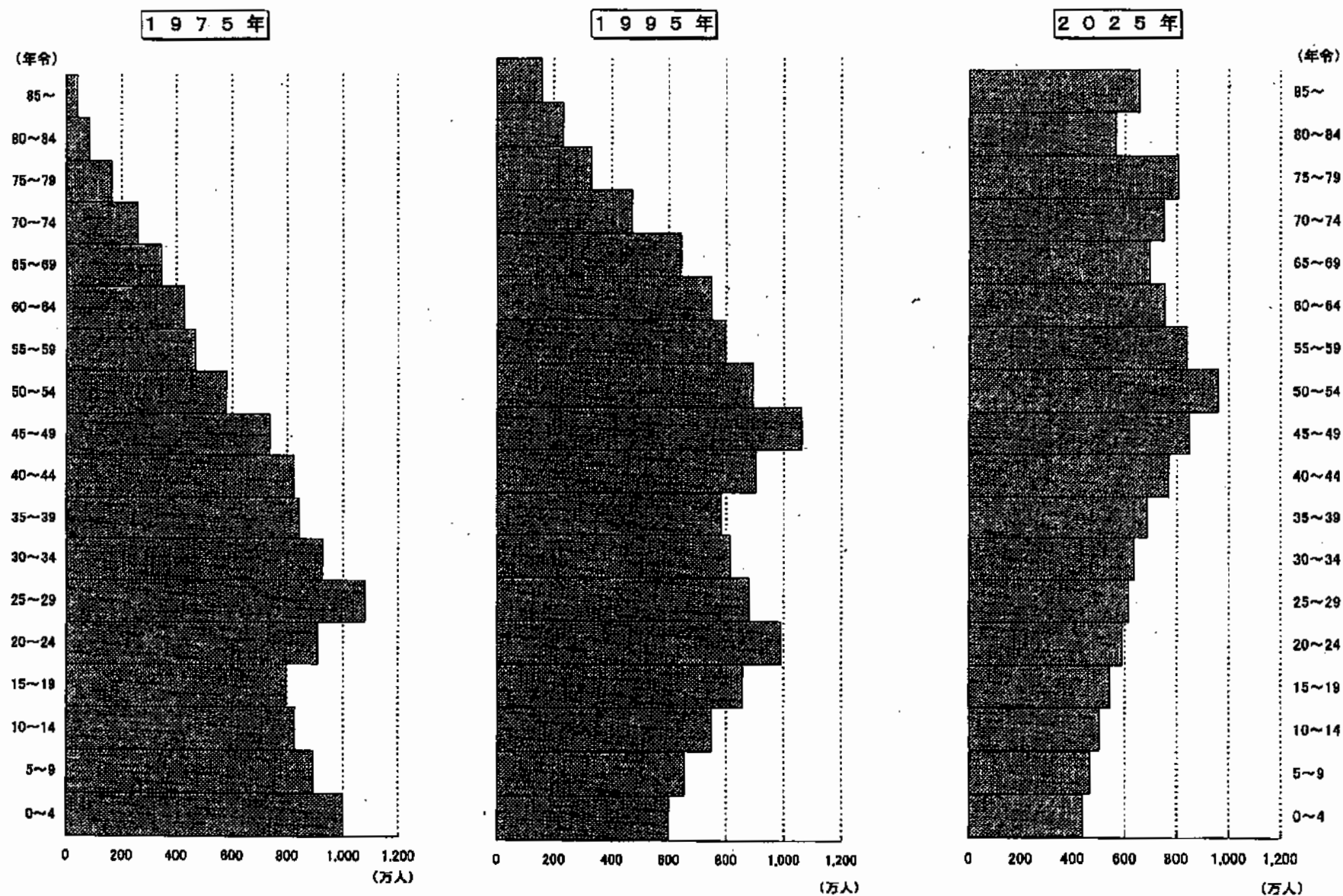
(相続税・贈与税関係)

目 次

・年齢別人口構成の推移	1
・世帯類型別資産保有状況(住宅・宅地資産額階級別)[試算]	2
・世帯類型別資産保有状況(貯蓄現在高階級別)[試算]	3
・税制改正の主な流れ	4
・土地資産格差、金融資産格差、所得格差の推移<ジニ計数>	5
・一般会計税収、相続税収及び一般会計税収に占める相続税収の割合の推移	6
・国税収入に占める相続税収の割合の推移	7
・相続税及び贈与税の納付税額の推移	8
・国税局別の相続税課税割合の推移	9
・相続税の主な改正	10
・地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正	11
・相続税の課税割合・負担割合と課税最低限の推移	12
・相続税の基本的仕組み	13
・相続税の実際の負担(個人で電器店を営むAさんのケース)	14
・相続税の実際の負担(上場企業役員Bさんのケース)	15
・相続税の超過累進税率	16
・我が国の相続税と贈与税の税率表	17
・最高税率が適用される課税遺産額	18
・死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要	19
・諸外国における死亡保険金に係る相続税の扱い(未定稿)	20
・銀行預金と死亡保険金との相続税額の比較(遺産総額1億円の場合)	21
・死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要	22
・諸外国における死亡退職金への課税について(未定稿)	23
・相続財産種類別の財産価額の推移(構成比)	24

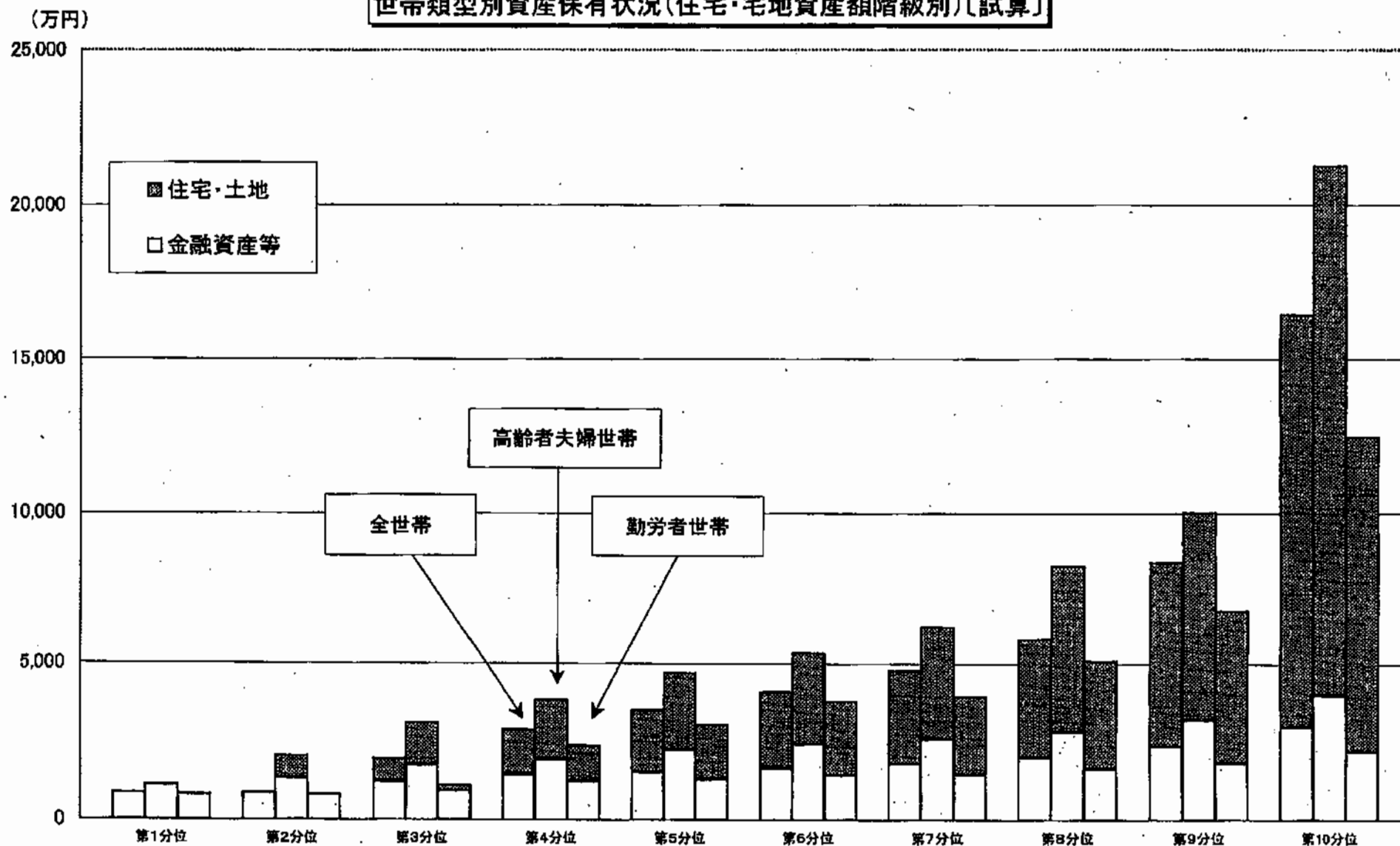
・中小企業の事業承継に関連する最近の主な改正	25
・事業承継に関連する相続税の改正の概要(平成14年度)	26
・小規模宅地等についての課税価格の計算の特例による税負担の軽減の推移(商業地)	27
・相続税の負担の推移(商業地)	28
・小規模宅地等についての課税価格の計算の特例による税負担の軽減の推移(住宅地)	29
・相続税の負担の推移(住宅地)	30
・相続税の延納利子税の軽減	31
・取引相場のない株式の評価方法の改正(平成12年6月)	32
・取引相場のない株式の評価	33
・取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置	34
・山林(立木及び林地)に対する相続税の軽減措置(イメージ)	35
・相続税の延納制度の概要	36
・個人事業者の事業承継を巡る問題(「事業承継等に関するアンケート」より)	37
・農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み	38
・延納制度の概要	39
・物納制度の概要	40
・公益活動等に対する寄附金	41
・ブッシュ減税(遺産税関連部分)の概要	42
・贈与税と相続税の限界税率	43
・贈与税の仕組み	44
・扶養義務者相互間における生活費等の贈与についての取扱い	45
・贈与税の基礎控除及び配偶者控除の推移	46
・所得税(独身の給与所得者の場合)と贈与税の課税最低限の比較	47
・贈与税の配偶者控除の概要	48
・住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の概要	49
・基礎控除の引上げ等による贈与税の負担軽減状況	50

年齢別人口構成の推移



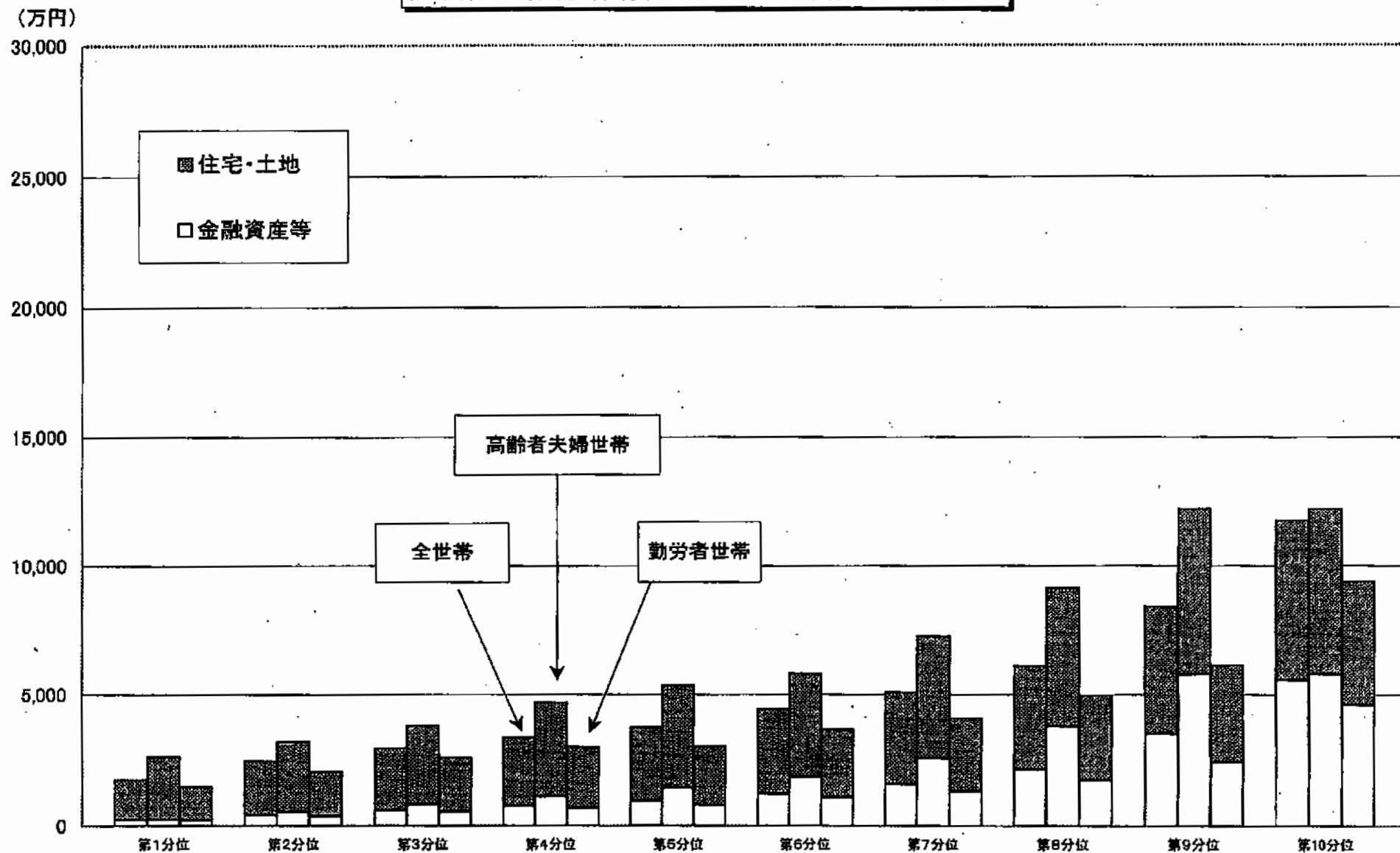
〔出典〕1975年、1995年は「国勢調査」、2025年は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)の中間推計による。

世帯類型別資産保有状況(住宅・宅地資産額階級別)〔試算〕



1. 「高齢者夫婦世帯」=二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
 2. 「勤労者世帯」=二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
 3. 「金融資産等」=貯蓄現在高(預貯金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
- (資料)「平成11年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したもの

世帯類型別資産保有状況(貯蓄現在高階級別)[試算]

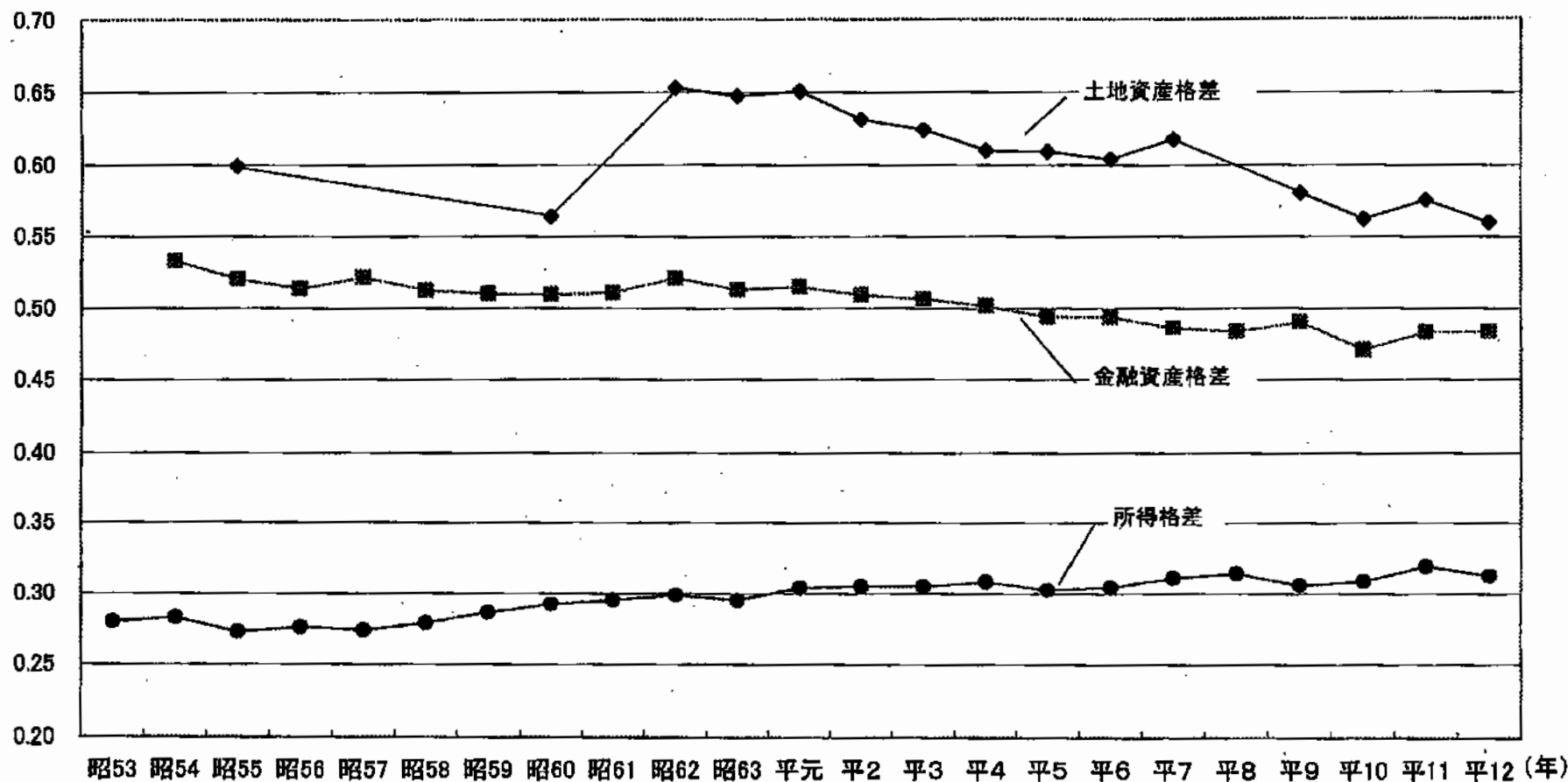


1. 「高齢者夫婦世帯」＝二人以上の一般世帯のうち、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯
 2. 「勤労者世帯」＝二人以上の一般世帯のうち、世帯主が会社、官公庁、商店等に雇用されている世帯
 3. 「金融資産等」＝貯蓄現在高(預貯金、保険掛金、有価証券等)、耐久消費財、ゴルフ会員権の合計
- (資料)「平成11年 全国消費実態調査報告」に基づき、一定の機械的方法により10分位に区分し、試算したもの

税制改正の主な流れ

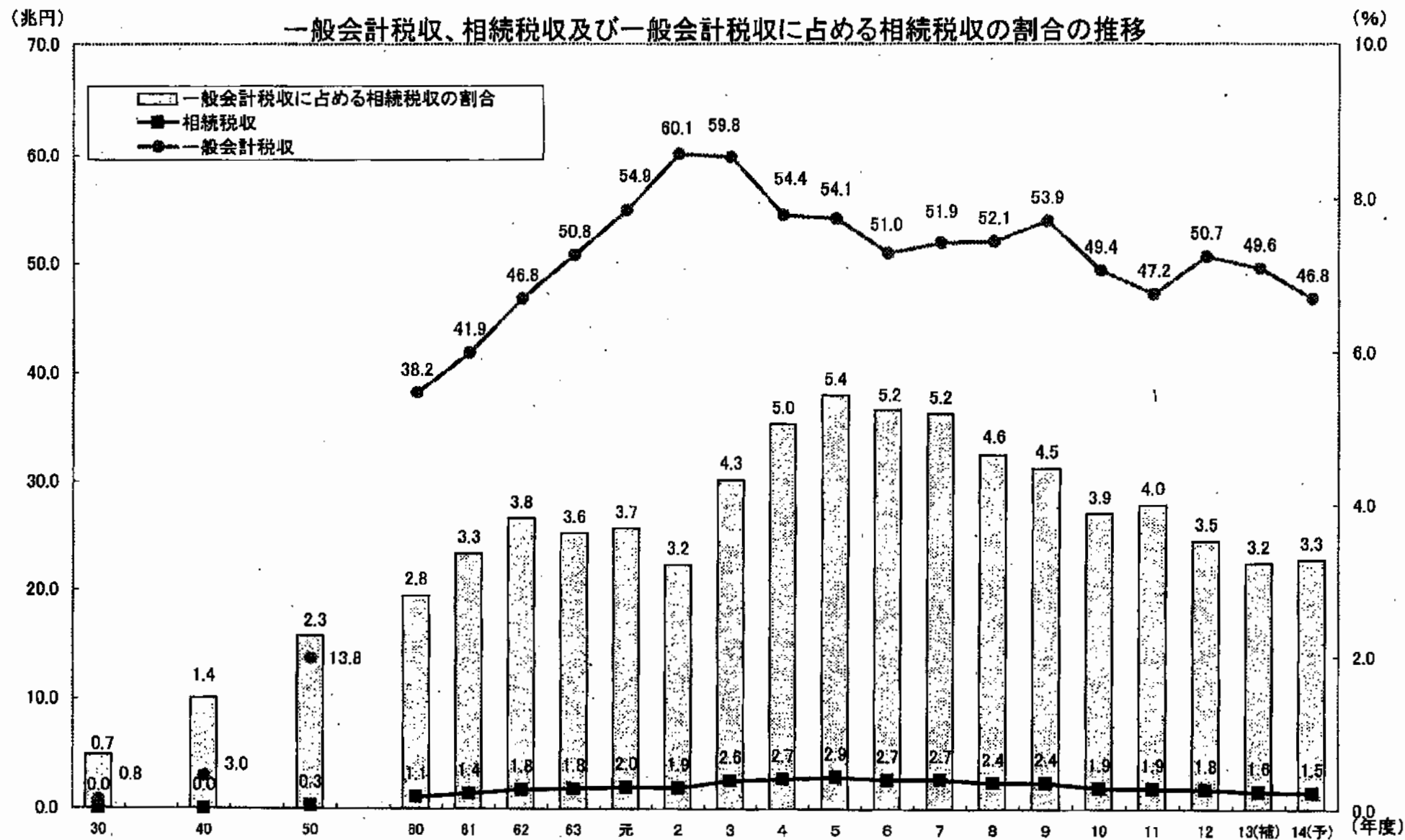
	抜本改革等（昭和63年等）	平成6年の税制改革等	近年の税制改正
所得 課税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 所得税 15段階(10.5%～70%) →5段階(10%～50%) 個人住民税 14段階(4.5%～18%) →3段階(5%～15%) ・諸控除の引上げ ◎法人税の減税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 ・諸控除の引上げ	◎所得税・個人住民税の減税(11年) ・最高税率の引下げ 所得税 50%→37% (5段階→4段階) 個人住民税 15%→13% ・定率減税 ◎法人税の減税
消費 課税	◎消費税の創設(3%) ◎個別間接税の整理合理化	◎消費税率の引上げ ・地方消費税と合わせ5%	
資産 課税	◎相続税の減税 ・税率構造の累進緩和 ・基礎控除等の引上げ等	◎相続税減税 ・税率構造の累進緩和 ・小規模宅地の特例の拡充等	

土地資産格差、金融資産格差、所得格差の推移
 <ジニ係数>



(備考)「平成13年度 国民生活白書」(内閣府)より作成。

(注)土地資産格差は「家計調査」による計数。また、金融資産格差及び所得格差は「貯蓄動向調査」による計数。



(注) 1. 12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。
 2. 相続税収には贈与税収を含む。

国税収入に占める相続税収の割合の推移

年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	60	381,988	10,613	2.8
	61	418,768	13,966	3.3
	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	496,250	15,970	3.2
	14	468,160	15,300	3.3

(注1)「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

(注2) 平成12年度までは決算額、平成13年度は補正後予算額、平成14年度は当初予算額である。

○ 相続税及び贈与税の納付税額の推移

(単位:億円)

年 分	相 続 税	贈 与 税
平成 7	21,730	1,241
8	19,376	1,335
9	19,339	1,299
10	16,826	1,166
11	16,876	1,143

(注)「国税庁統計年報書」による。

国税局別の相続税課税割合の推移

(単位: %)

区分	全国	東京	関東信越	大阪	札幌	仙台	名古屋	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
昭和62	7.9	14.3	7.6	8.7	3.5	3.8	10.8	5.7	5.4	5.0	3.9	3.0	3.0
63	4.8	9.9	4.0	5.0	1.7	1.6	5.9	3.8	2.5	2.4	2.0	1.3	2.1
平成元	5.3	11.3	4.9	6.0	1.8	1.9	6.7	3.1	3.0	2.6	2.2	1.4	2.5
2	5.9	12.2	5.2	7.1	2.0	2.0	7.7	3.2	3.3	3.0	2.5	1.4	3.2
3	6.8	13.3	6.3	8.8	2.3	2.2	9.3	4.1	3.9	3.7	2.5	1.6	3.4
4	6.4	11.6	6.3	7.4	2.2	2.3	9.3	3.9	3.9	3.5	2.8	1.8	3.9
5	6.0	10.2	6.2	7.0	2.4	2.3	9.2	4.0	4.1	3.9	2.8	1.9	3.9
6	5.2	8.3	5.0	5.6	2.1	2.1	8.5	4.0	3.9	3.6	2.8	1.9	3.5
7	5.5	8.6	5.9	6.2	2.1	2.4	8.5	4.2	3.7	3.7	2.7	1.9	4.0
8	5.4	8.3	6.0	6.1	2.0	2.3	8.4	4.0	4.0	3.8	2.6	1.9	4.3
9	5.3	7.9	5.9	6.0	2.1	2.4	8.1	4.4	4.0	3.9	2.7	1.9	3.9
10	5.3	8.0	5.7	5.8	1.9	2.4	8.2	4.5	3.9	4.1	2.7	1.9	3.9
11	5.2	7.7	5.7	5.6	1.9	2.3	7.9	4.2	4.0	3.9	2.8	1.9	4.0

- (備考) 1. 課税割合は、「課税件数／死亡件数」により算出。
 2. 課税件数は、「国税庁統計年報書」による。
 3. 死亡件数は、「人口動態統計(厚生労働省)」による。

○ 相続税の主な改正

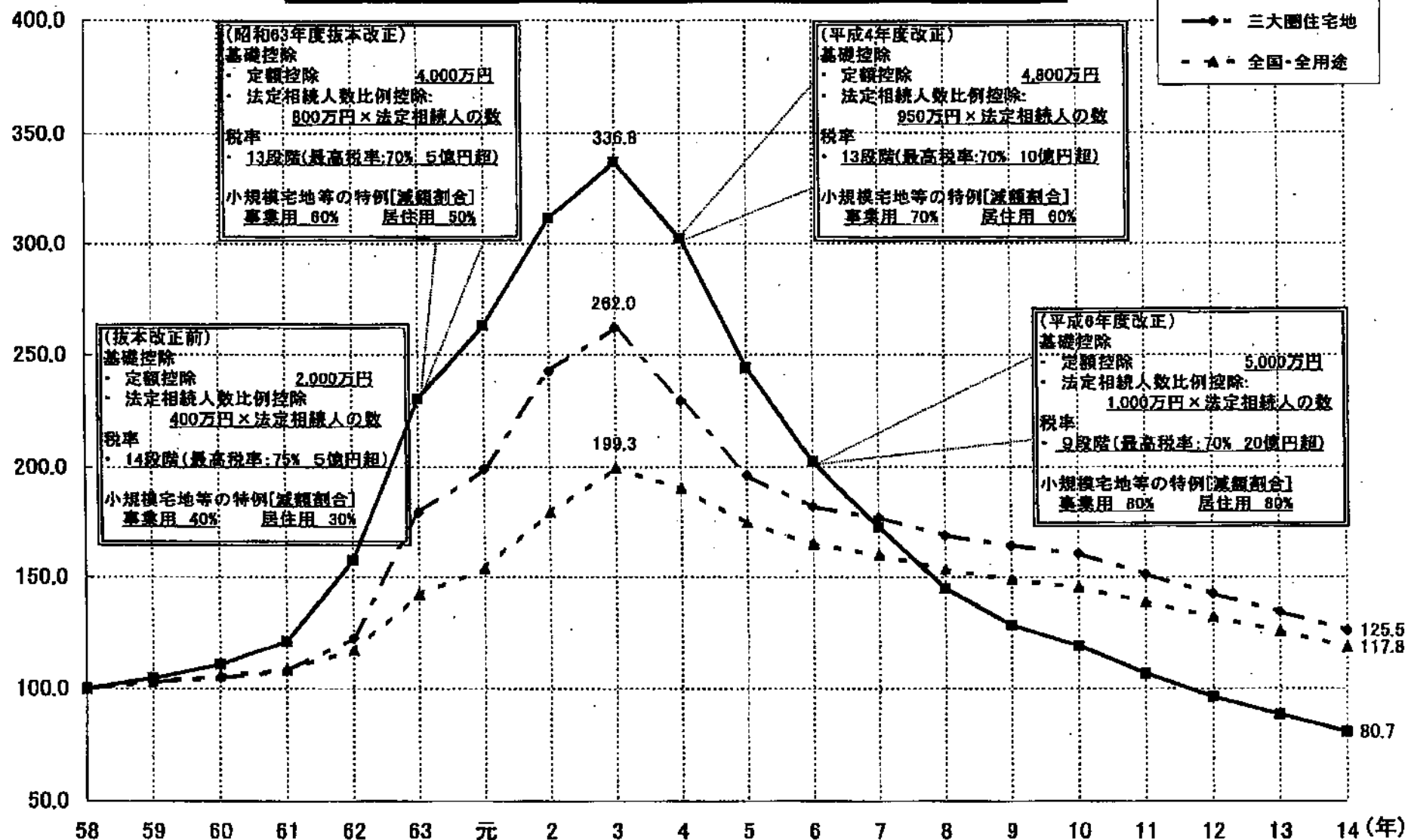
区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000 万円 400万円×法定相続人の数	4,000 万円 800万円×法定相続人の数	4,800 万円 950万円×法定相続人の数	5,000 万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10 % 200万円 以下 15 " 500万円 " 20 " 900万円 " 25 " 1,500万円 " 30 " 2,300万円 " 35 " 3,300万円 " 40 " 4,800万円 " 45 " 7,000万円 " 50 " 1億円 " 55 " 1億4,000万円 " 60 " 1億8,000万円 " 65 " 2億5,000万円 " 70 " 5億円 " 75 " 5億円 超 (14段階)	10 % 400万円 以下 15 " 800万円 " 20 " 1,400万円 " 25 " 2,300万円 " 30 " 3,500万円 " 35 " 5,000万円 " 40 " 7,000万円 " 45 " 1億円 " 50 " 1億5,000万円 " 55 " 2億円 " 60 " 2億5,000万円 " 65 " 5億円 " 70 " 5億円 超 (13段階)	10 % 700万円 以下 15 " 1,400万円 " 20 " 2,500万円 " 25 " 4,000万円 " 30 " 6,500万円 " 35 " 1億円 " 40 " 1億5,000万円 " 45 " 2億円 " 50 " 2億7,000万円 " 55 " 3億5,000万円 " 60 " 4億5,000万円 " 65 " 10億円 " 70 " 10億円 超 (13段階)	10 % 800万円 以下 15 " 1,600万円 " 20 " 3,000万円 " 25 " 5,000万円 " 30 " 1億円 " 40 " 2億円 " 50 " 4億円 " 60 " 20億円 " 70 " 20億円 超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の軽減	遺産の2分の1又は4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	同 左	配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		同 左
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円		

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

区 分	減 額	割 合	11・12年 80% (330㎡)	13年～ 80% (400㎡)
(1) 居住又は事業の継続と いう要件を満たす事業 用宅地又は居住用宅地	事業用 40 % (200㎡) 居住用 30 % (")	70 % (200㎡) 60 % (")	80 % (200㎡)	80 % (240㎡)
(2) 上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	事業用 40 % (") 居住用 30 % (")	70 % (") 60 % (")	50 % (")	
(3) 不動産貸付、駐車場用 宅地等	雑種 40 % (") 雑種 40 % (")	60 % (") 0 %	50 % (")	

(指数)

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正



(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

相続税の課税割合・負担割合と課税最低限の推移

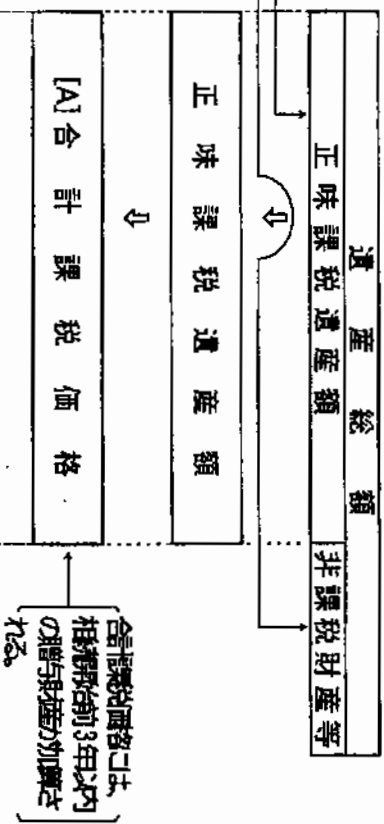
区分 年 分	死亡者数・課税件数等			合 計 課 税 価 格 (c)	相 続 税 額		課 税 最 低 限	(参考) 配偶者+子3人 の場合
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税割合 (b)/(a)		納付税額 (d)	負担割合 (d)/(c)		
	人	件	%	億円	億円	%		
昭和33	684,189	5,284	0.8	367	47	12.7	150万円 + 30万円 × 法定相続人	270万円
40	700,438	13,407	1.9	2,091	410	19.6	250万円 + 50万円 × 法定相続人	450万円
50	702,275	14,593	2.1	15,121	1,973	13.0	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人	3,600万円
62	751,172	59,008	7.9	82,509	14,343	17.4	↓	↓
63	793,014	36,468	4.6	96,380	15,629	16.2	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人	7,200万円
平成元	788,594	41,655	5.3	117,686	23,930	20.3	↓	↓
2	820,305	48,287	5.9	141,058	29,527	20.9	↓	↓
3	829,797	56,554	6.8	178,417	39,651	22.2	↓	↓
4	856,643	54,449	6.4	188,201	34,099	18.1	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人	8,600万円
5	878,532	52,877	6.0	167,545	27,768	16.6	↓	↓
6	875,933	45,335	5.2	145,454	21,058	14.5	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人	9,000万円
7	922,139	50,729	5.5	152,998	21,730	14.2	↓	↓
8	896,211	48,476	5.4	140,774	19,376	13.8	↓	↓
9	913,402	48,605	5.3	138,635	19,339	13.9	↓	↓
10	936,484	49,526	5.3	132,468	16,826	12.7	↓	↓
11	982,031	50,731	5.2	132,699	16,876	12.7	↓	↓

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
 2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
 3. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

◎ 相続税の基本的仕組み

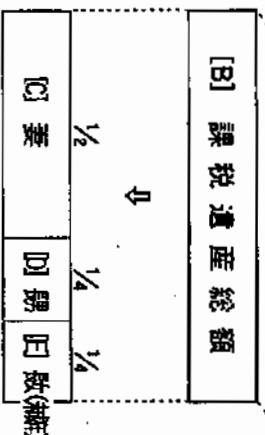
課税される遺産額の計算

- 小規模宅地については、課税割合の減額がある。
- 死亡保険金、死亡退職金等については、一定額が非課税とされる。

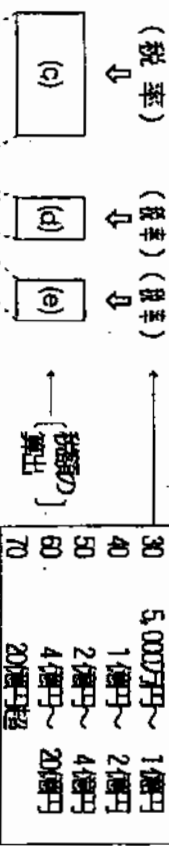


課税遺産総額(円)長
↓
(5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数)
↓
定額控除 法定相続人比例控除

相続税額の計算



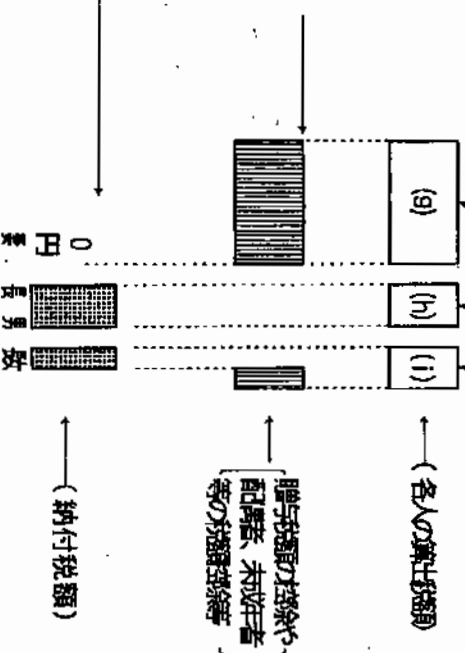
- 課税遺産額 [B] を法定相続分で均等に分けて、各人の課税額を算出する。



相続税の総額は、遺産の分割や、他の相続人との関係などにより、課税遺産額や法定相続人の構成によって一律に算出される。

- 相続税の総額 [F] を [A] に上乗せ、各人の関係の割合によって分配し、各人の課税額 (c)・(d)・(e) を算出する。

- (g)・(h)・(i) から 控除額 を算出する。
例えば、配偶者については、法定相続分又は1億6,000万円を1/2とした大きい金額を控除する。控除額は、各人の課税額から算出される。

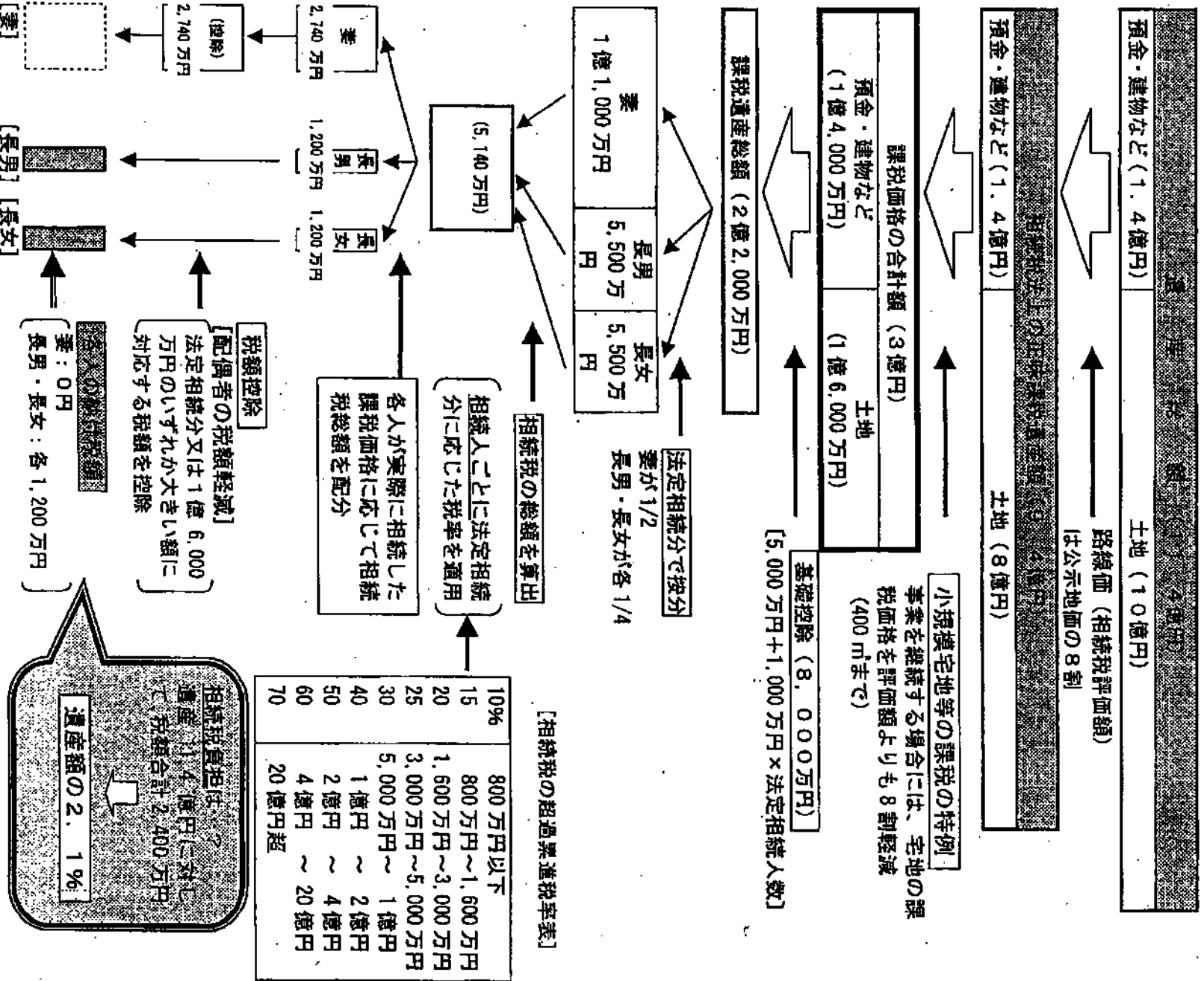


- 各人が実際に納付する相続税額

相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

Aさんの場合

- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（約400㎡）が10億円）
- 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに



【相続税の超過累進税率表】

10%	800万円以下
15	800万円～1,600万円
20	1,600万円～3,000万円
25	3,000万円～5,000万円
30	5,000万円～1億円
40	1億円～2億円
50	2億円～4億円
60	4億円～20億円
70	20億円超

相続税の実際の負担（上場企業役員Bさんのケース）

Bさんの場合

- 上場企業の役員Bさんの遺産は、家族（妻・子3人）と暮らしていた松涛にある自宅、銀行預金と死亡保険金などあわせて2億8,750万円（このうち、土地（240㎡以下）が1億8,750万円）
- 残された家族はこれまで通り自宅で生活すること

遺産総額（2億8,750万円＝約2.9億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億8,750万円）	死亡保険金（2,000万円） 死亡退職金（4,000万円）

土地は路線面で評価
（公示地価の8割）

死亡保険金・死亡退職金は一定額まで非課税
〔各々 500万円 × 法定相続人数〕

相続税計算上の正味遺産総額（約2.2億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億5,000万円）	死亡退職金（2,000万円）

小規模宅地等の課税の特例

居住を継続する場合には、宅地の課税
価格を評価額よりも8割減額（240㎡まで）

課税価格の合計額（9,000万円）		
預金など（4,000万円）	土地（3,000万円）	死亡退職金（2,000万円）

基礎控除（9,000万円）

〔5,000万円＋1,000万円×法定相続人数〕

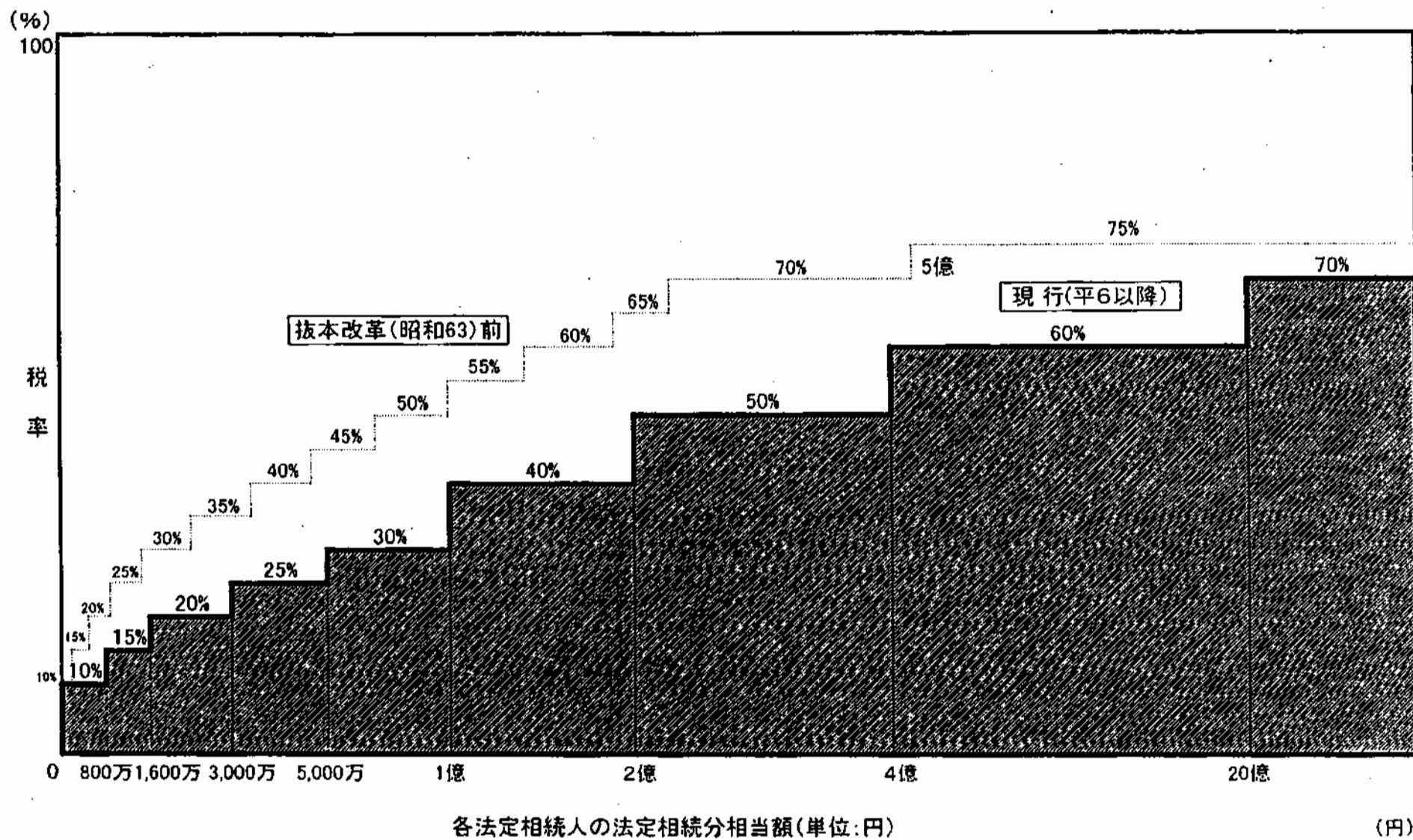
課税遺産総額＝0

相続税が課税される割合は…？

死亡者数100人に対して、
約5人（平成11年分）

相続税は課税されない

相続税の超過累進税率



我が国の相続税と贈与税の税率表

相続税

(平成6年1月1日～)

各法定相続人 取得金額の	税 率
～ 800 万円	10 %
～ 1,600 万円	15 %
～ 3,000 万円	20 %
～ 5,000 万円	25 %
～ 10,000 万円	30 %
～ 20,000 万円	40 %
～ 40,000 万円	50 %
～ 200,000 万円	60 %
200,000 万円 ～	70 %

贈与税

(平成4年1月1日～)

課 税 価 格	税 率
～ 150 万円	10 %
～ 200 万円	15 %
～ 250 万円	20 %
～ 350 万円	25 %
～ 450 万円	30 %
～ 600 万円	35 %
～ 800 万円	40 %
～ 1,000 万円	45 %
～ 1,500 万円	50 %
～ 2,500 万円	55 %
～ 4,000 万円	60 %
～ 10,000 万円	65 %
10,000 万円 ～	70 %

最高税率が適用される課税遺産額

○ 配偶者がいる場合

配偶者以外の 法定相続 人の人数	法定相続人全員に 最高税率の適用が はじまる課税遺産額
1	4 0 億円
2	8 0 億円
3	1 2 0 億円
4	1 6 0 億円
5	2 0 0 億円
6	2 4 0 億円
7	2 8 0 億円
8	3 2 0 億円
9	3 6 0 億円
1 0	4 0 0 億円

○ 配偶者がいない場合

法定相続人 の人数	法定相続人全員に 最高税率の適用が はじまる課税遺産額
1	2 0 億円
2	4 0 億円
3	6 0 億円
4	8 0 億円
5	1 0 0 億円
6	1 2 0 億円
7	1 4 0 億円
8	1 6 0 億円
9	1 8 0 億円
1 0	2 0 0 億円

死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、相続人が受け取った生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する金額については、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

死亡保険金の
非課税限度額

=

500万円 ×

法定相続人の数

(参考) 死亡保険金に係る相続税の課税状況

年 次	課 税 件 数 (A)	課 税 額 (B)	1 件 当 たり (B)／(A)
平成 年	件	百万円	千円
7	9,372	360,594	38,476
8	9,362	356,858	38,118
9	9,546	369,158	38,671
10	9,733	366,653	37,671
11	9,736	374,620	38,478

(注) この表の計数は、「国税庁統計年報書」(申告書(修正申告書を除く。))に基づき作成された相続財産種類別表)による。

諸外国における死亡保険金に係る相続税の扱い(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
保険金受取人が被相続人である場合 (ケース1)	<u>課税</u> ただし、[500 万円× 法定相続人の数]に ついては非課税	<u>課税</u>	<u>課税</u>	<u>課税</u>	① 被保険者が 70 歳未満の時に 払い込まれた保険料に対応す る額については、152,500 ユー ロ[1647 万円]を控除のうえ、 <u>20%の税率で分離課税(注3)</u>
保険金受取人が相続人である場合 (ケース2)	<u>課税</u> ただし、[500 万円× 法定相続人の数]に ついては非課税	<u>課税(注2)</u>	<u>非課税</u> ただし、被相続人 の死亡前 7 年以内 の支払保険料の合 計額に対して <u>課税</u>	<u>課税</u>	② 被保険者が 70 歳以上の時に 払い込まれた保険料に対応す る額については、30,500 ユー ロ[329 万円]を控除のうえ、 <u>通 常の累進税率で課税</u>

(注1) 上記のいずれの場合においても、被保険者、保険料負担者が被相続人の場合を想定。

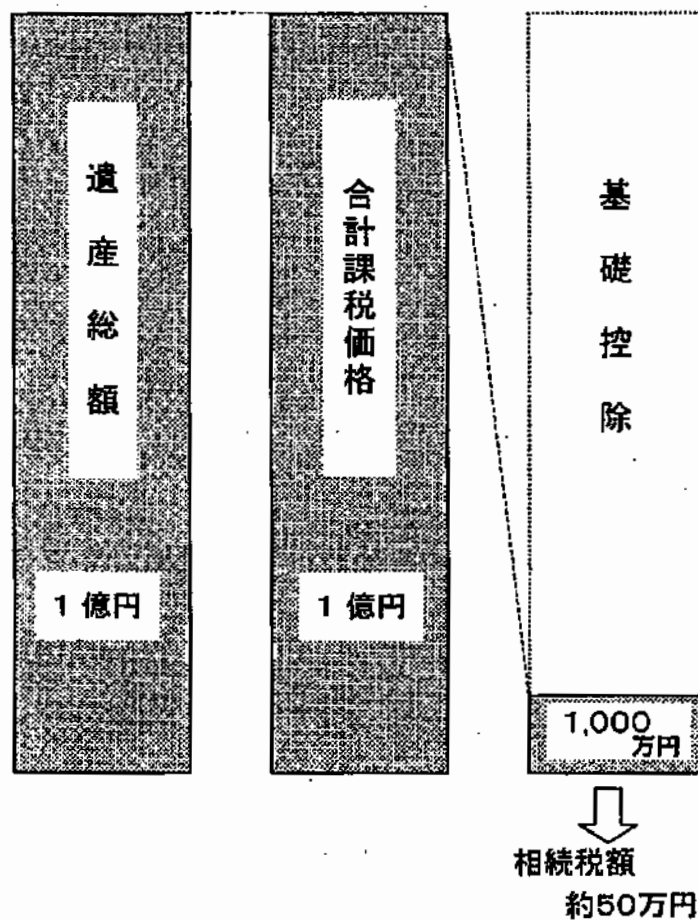
(注2) 被相続人が保険契約に関して受取人の変更等の権利を留保していた場合を想定。なお、被相続人が受取人を自分以外の者に確定的に変更した場合には、その時点での当該保険契約の再取得価格に対して贈与税が課税され、以後の被相続人からの保険料の払込みは贈与とみなされる。

(注3) フランスにおいては、1998 年の税制改正以前、表中①の場合は非課税とされていたため、同年 10 月 12 日以前に払い込まれた保険料に対応する額については非課税とする経過措置がある。

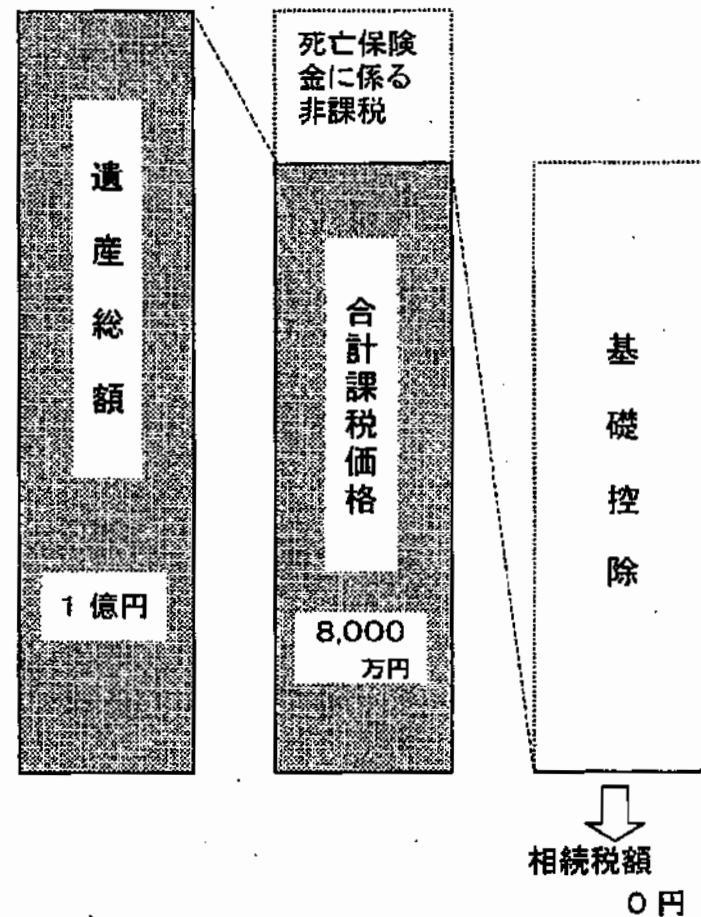
(備考) 1ユーロ=108 円 (平成 13 年 6 月～11 月の裁定外国為替相場)

銀行預金と死亡保険金との相続税額の比較（遺産総額1億円の場合）

〔銀行預金の場合〕



〔死亡保険金の場合〕



（注）相続人が4人（配偶者＋子3人）おり、遺産全額が銀行預金又は死亡保険金の場合である。

死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等を相続人が受け取った場合には、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

退職手当金の
非課税限度額

=

500万円

×

法定相続人の数

(参考) 死亡退職金に係る相続税の課税状況

年次	課税件数 (A)	課税額 (B)	1件当たり (B)/(A)
平成 年	件	百万円	千円
7	4,391	203,964	46,450
8	4,366	188,037	43,068
9	4,482	198,261	44,235
10	4,384	186,965	42,647
11	4,405	193,938	44,027

(注) この表の計数は、「国税庁統計年報審」(申告書(修正申告書を除く。))に基づき作成された相続財産種類別表)による。

諸外国における死亡退職金への課税について(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税 (遺産税)	相続税が課税される。 ただし、[500 万円× 法定相続人の数]につ いては非課税(注2)	遺産税が課税される。 (注3)	遺産税が課税される。	相続税が課税される。	相続税は課税されな い。
所得税	——	受取人に対して所得税 が課税される。(注4)	——	——	受取人に対して所得税 が課税される。

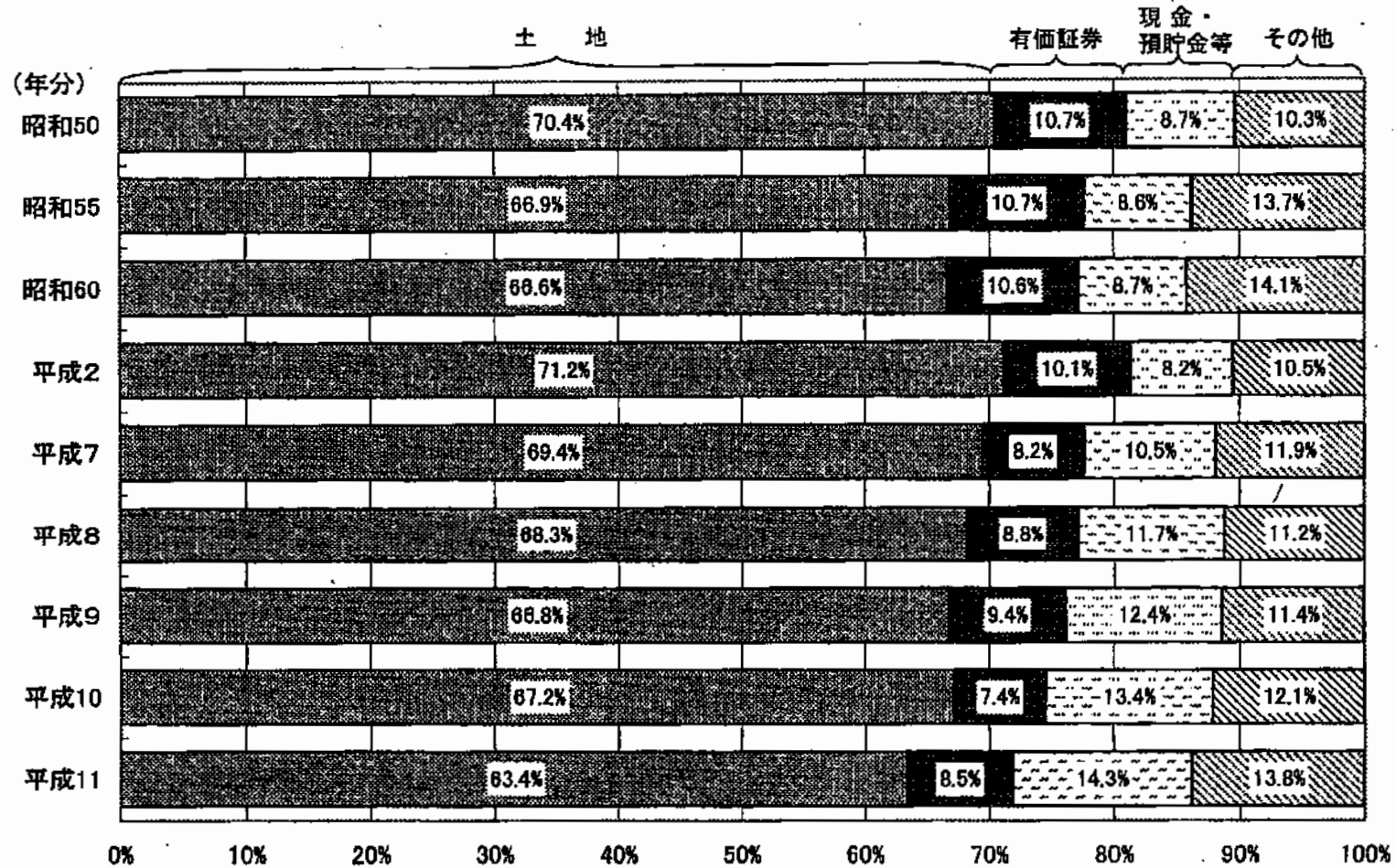
(注1) 各国とも、被相続人と雇用主との間で相続人への死亡退職金の支払いにつき契約がなされているケースを想定。

(注2) 被相続人の死亡後 3 年以内に支給が確定した死亡退職金に限られる(3 年を超えて確定した場合には、それを受け取った相続人に対して所得税を課税)。

(注3) 被相続人の遺産に含まれるか否かについては事例により異なり、税務当局や裁判所による認定の問題となる。被相続人の遺産に含まれない場合は、遺産税は課税されない。

(注4) 死亡退職金に遺産税が課税される場合には、受取人は受領した死亡退職金に係る遺産税額を所得税額計算において控除することができる。ただし、受取人が概算控除を選択している場合は控除できない。

相続財産種類別の財産価額の推移（構成比）



(資料)「国税庁統計年報書」による。

(注)「有価証券」には、株式・出資、公社債、投資・貸付信託受益証券を含み、「その他」には、家屋・構築物、生命保険金、退職金等を含む。

中小企業の事業承継に関連する最近の主な改正

平成4年度・6年度

- **小規模宅地等の課税の特例**について、土地等の価額の減額割合の拡大

	(4年度改正)	(6年度改正)
事業用宅地（事業継続の場合）：60%	→ 70%	→ 80%
居住用宅地（居住継続の場合）：50%	→ 60%	→ 80%

*適用対象面積はいずれも200㎡まで

平成11年度

- **小規模宅地等の課税の特例**について、事業用宅地（事業継続の場合）に係る特例の適用対象面積の拡大
200㎡ → 330㎡
- **相続税等の利子税の割合の特例制度**の創設
利子税の割合を公定歩合に連動させる特例を創設し、相続税等の利子税を軽減

平成12年度

- **相続税の延納の利子税の軽減**
- **取引相場のない株式の評価方法**の適正化（通達改正）
類似業種比準方式による評価方法について、各比準要素のうち利益金額に比重を置いた方法とする
中会社及び小会社の株式について評価の安全性に対する斟酌の見直し 等

平成13年度

- **小規模宅地等の課税の特例**について、事業用宅地（事業継続の場合）に係る特例の適用対象面積の拡大
330㎡ → 400㎡

事業承継に関連する相続税の改正の概要(平成14年度)

《改正前》



《改正後》

小規模宅地等について
の相続税の課税価格の
計算の特例

○ 次の宅地等の課税価格を減額(▲50%又は▲80%)

- ・ 居住用の宅地等(200㎡又は240㎡)
- ・ 事業用の宅地等(200㎡又は400㎡)

		減額割合	適用対象面積
事業用	事業継続	80%	400㎡
	非継続	50%	200㎡
居住用	居住継続	80%	240㎡
	非継続	50%	200㎡
その他(注)		50%	200㎡

(注)不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地をいう

納税者の選択

小規模宅地等について
の相続税の課税価格の
計算の特例

○ 同 左

- ・ 同 左
- ・ 同 左

《14年度税制改正により新設》

取引相場のない株式等
に係る軽減措置

○ 次の株式等の課税価格を減額(▲10%)

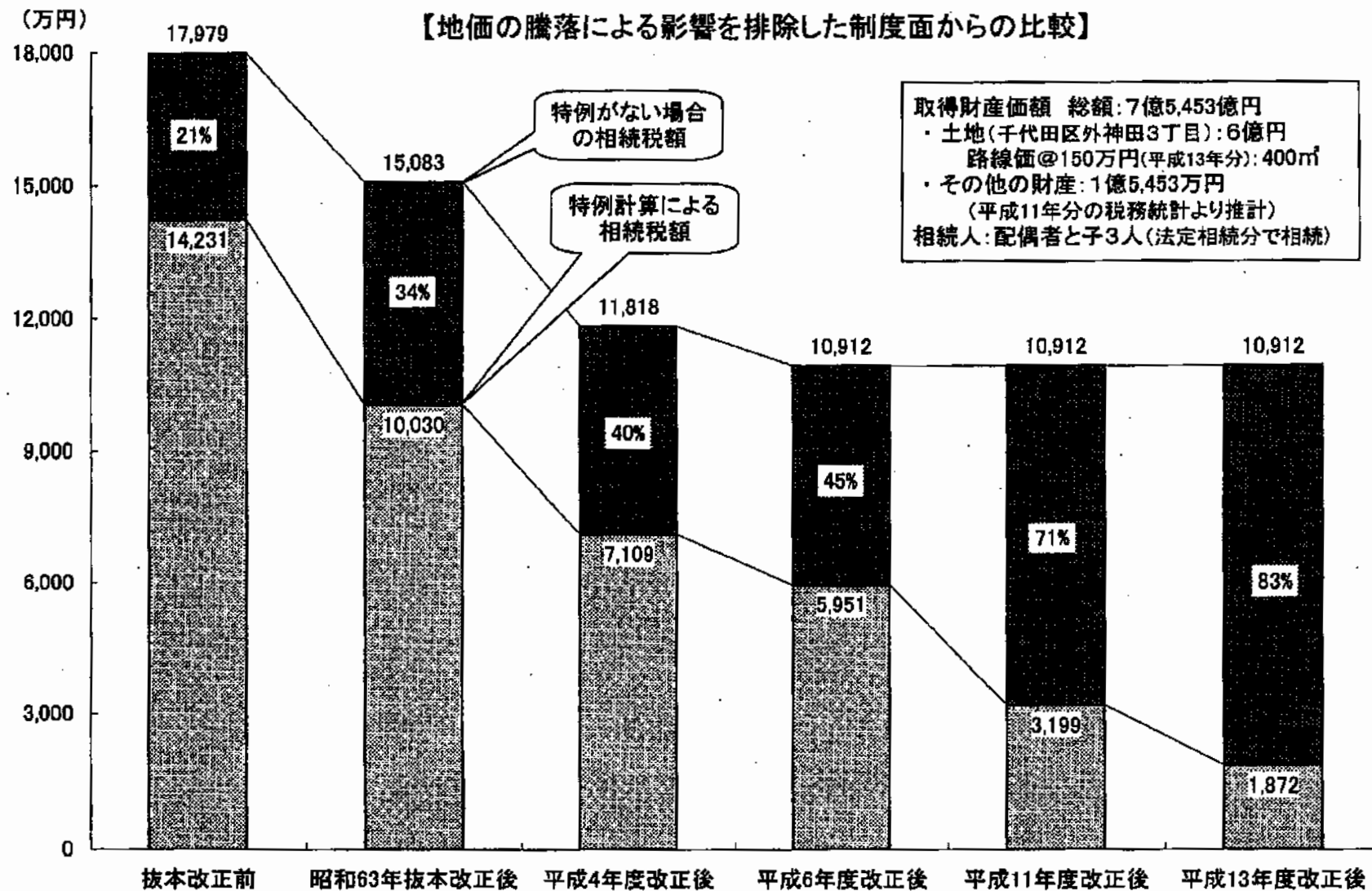
- 一定の中小同族法人の株式等
(発行済株式等の1/3以下等を限度)

山林(林地及び立木)に
係る軽減措置

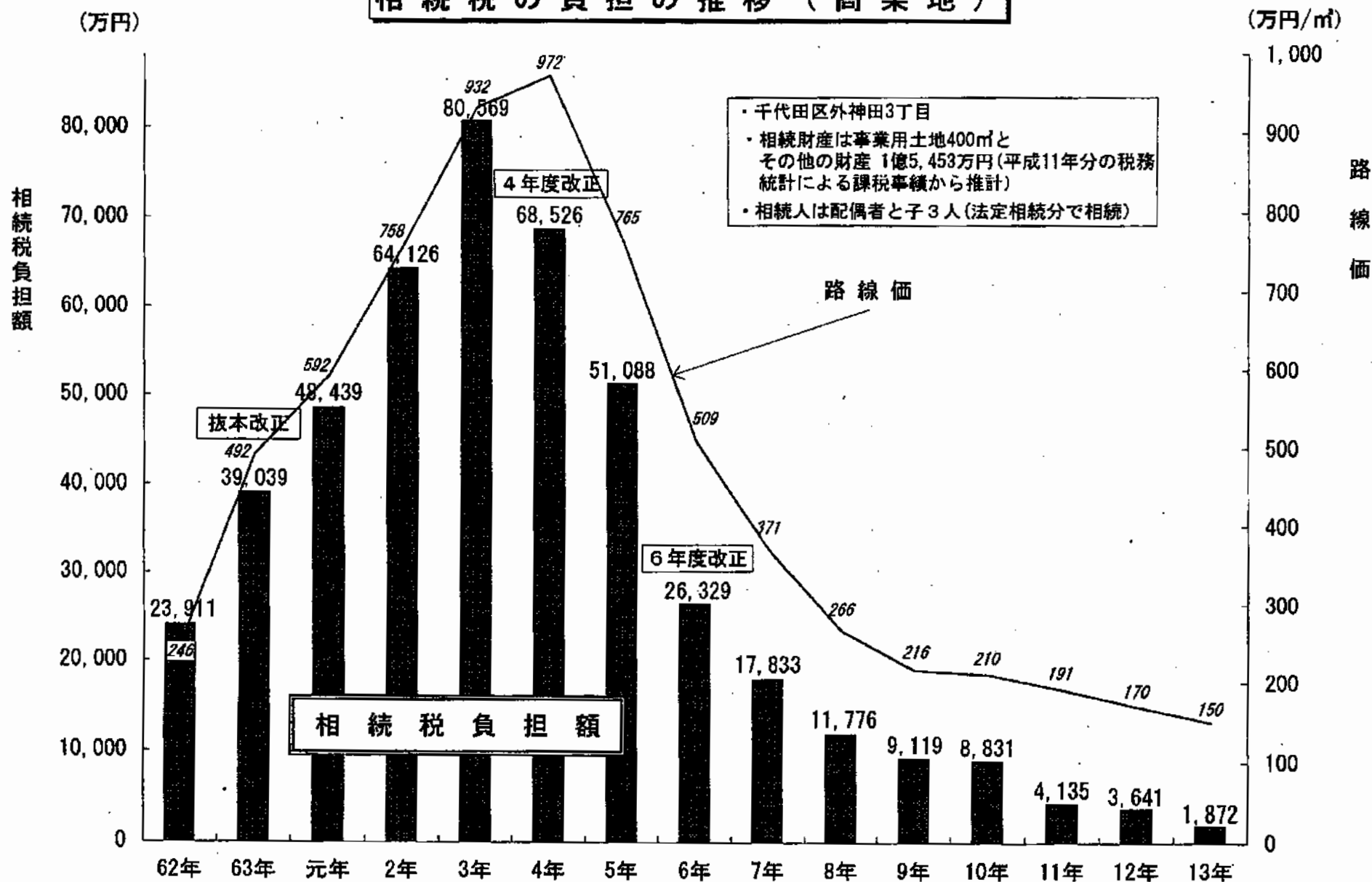
○ 次の山林の課税価格を減額(▲5%)

- 森林施業計画に基づき施業されている林地及び立木

小規模宅地等についての課税価格の計算の特例による税負担の軽減の推移(商業地)

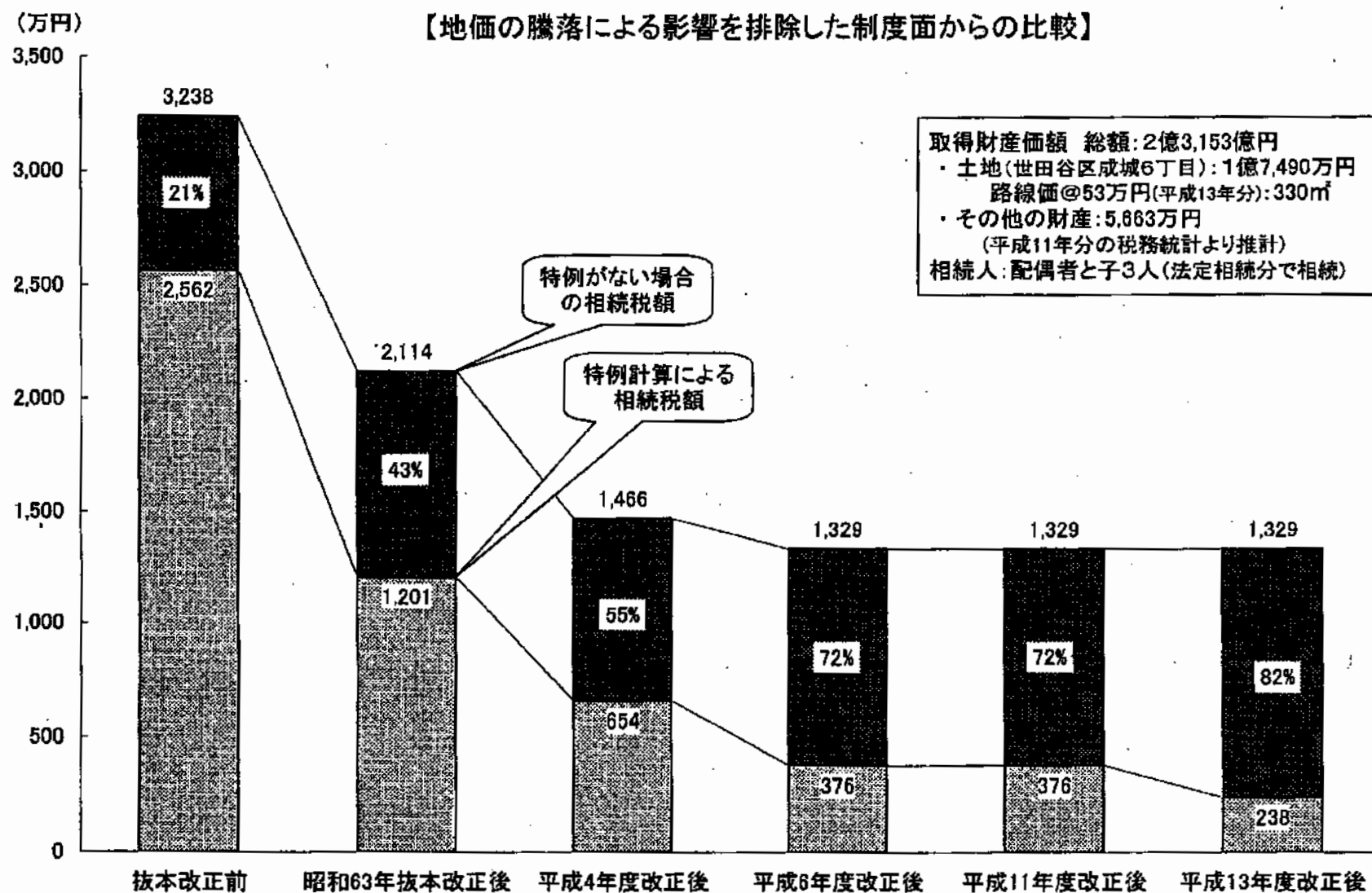


相続税の負担の推移（商業地）

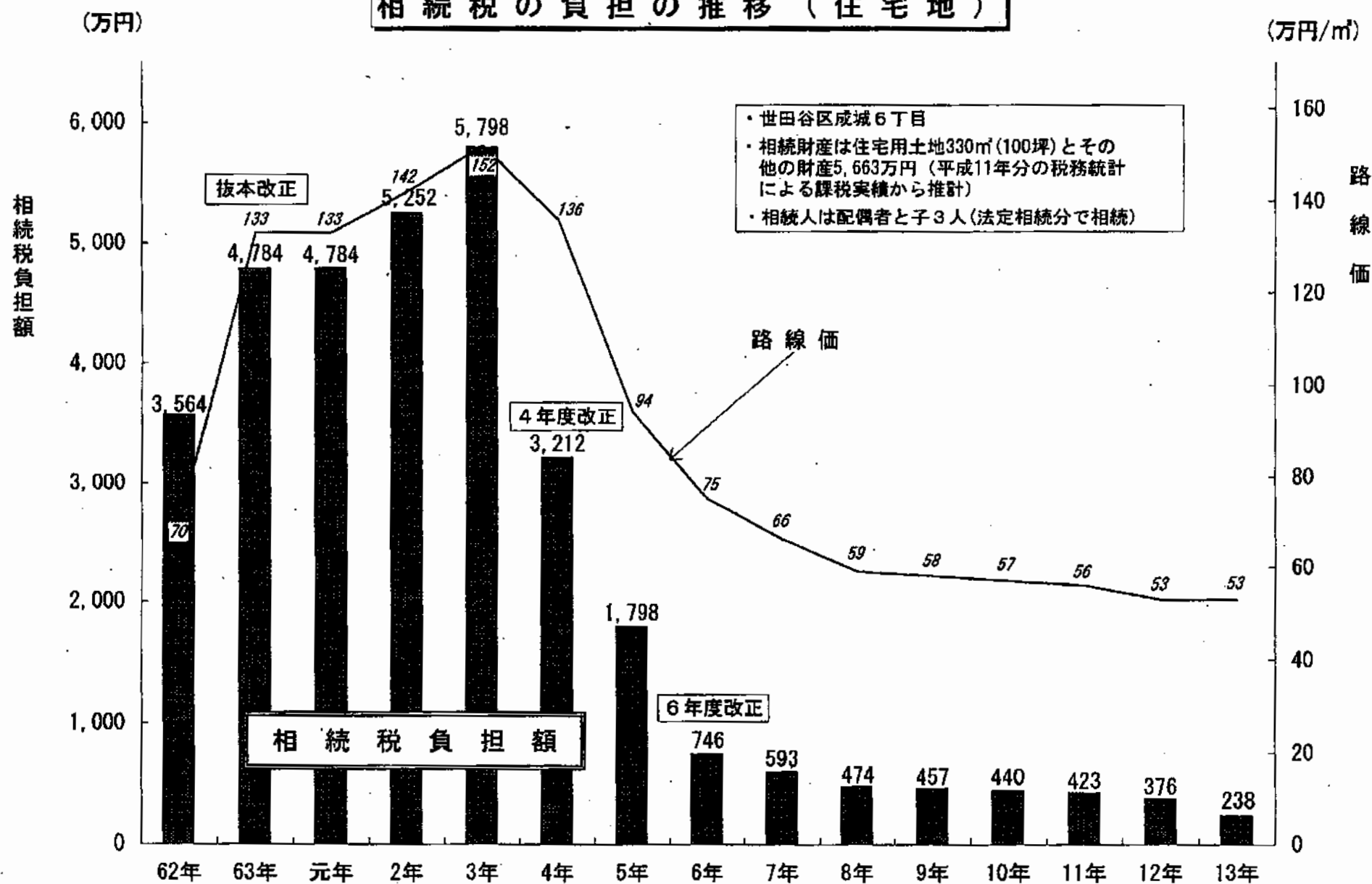


小規模宅地等についての課税価格の計算の特例による税負担の軽減の推移(住宅地)

【地価の騰落による影響を排除した制度面からの比較】



相続税の負担の推移（住宅地）



相続税の延納利子税の軽減

平成11年度改正

平成12年度改正

○ 相続税等の利子税の割合の特例制度の創設

- ・ 利子税の割合を公定歩合に連動させる特例を創設し、相続税等の利子税を軽減

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{特例による割合} \\ \text{(通常の割合を上限)} \end{array}} = \boxed{\text{通常の割合}} \times \frac{\text{公定歩合} + 4\%}{7.3\%}$$

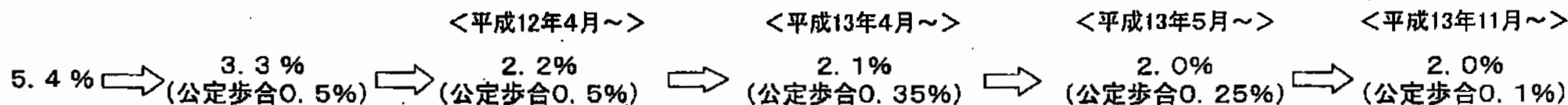
○ 相続税の延納の利子税の軽減

- ・ 課税財産に不動産や同族会社等の占める割合が高い納税者を中心に、相続税の延納の利子税を大幅に引き下げ、負担を軽減

不動産・同族株式等の価額が、課税相続財産の価額の2/3程度の者の場合

〔平成11年度改正〕

〔平成12年度改正〕



取引相場のない株式の評価方法の改正（平成12年6月）

1 類似業種比準方式の算式の改正

$$\begin{array}{lcl}
 \text{類似業種の株価} \times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{3} & \times & \left[\begin{array}{c} \text{評価の安全} \\ \text{性に対する} \\ \text{しんしゃく} \end{array} \right] \times 0.7 \\
 \downarrow \\
 \text{類似業種の株価} \times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} \times 3 + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} & \times & \left\{ \begin{array}{l} 0.7 \text{ (大会社)} \\ 0.6 \text{ (中会社)} \\ 0.5 \text{ (小会社)} \end{array} \right.
 \end{array}$$

(注) 利益比準値がゼロの場合には、分母を3とする。

2 小会社の従業員数基準等の引下げ

従業員数基準につき、10人以下 ⇒ 5人以下

併せて、総資産価額基準についても引下げ(これにより、小会社の一部が中会社の小へ)。

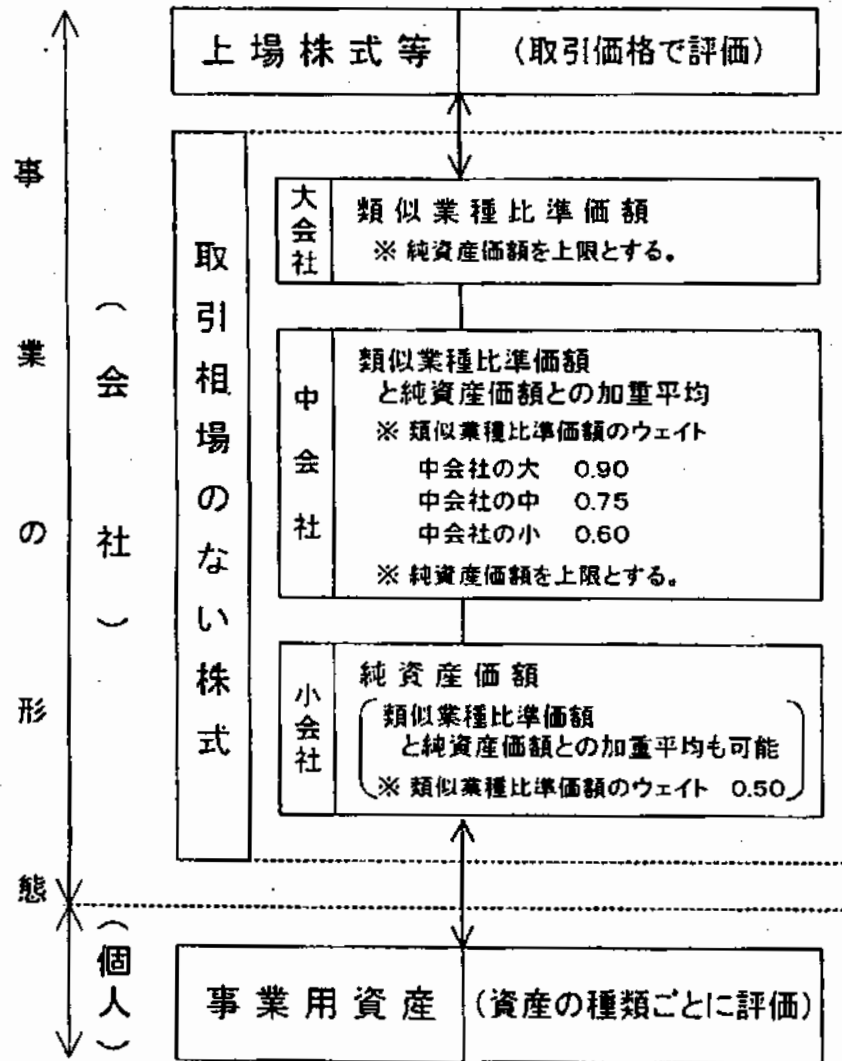
3 いわゆる2要素ゼロの会社の株式の評価方法の改正

純資産価額方式によることとされていた「いわゆる2要素ゼロの会社(配当、利益、純資産(簿価)の各比準要素のうち2要素がゼロである会社)」の会社の評価について、類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式(類似業種比準方式の適用割合は会社の規模にかかわらず25%)も適用できるよう改正。

(注) 3要素がゼロの場合は、純資産価額方式による。

(注) この改正は、平成12年1月1日以降に死亡した者に係る相続税及び平成12年1月1日以降に株式等の贈与を受けた者に係る贈与税について適用することとされている。

取引相場のない株式の評価



(参考)

類似業種比準方式

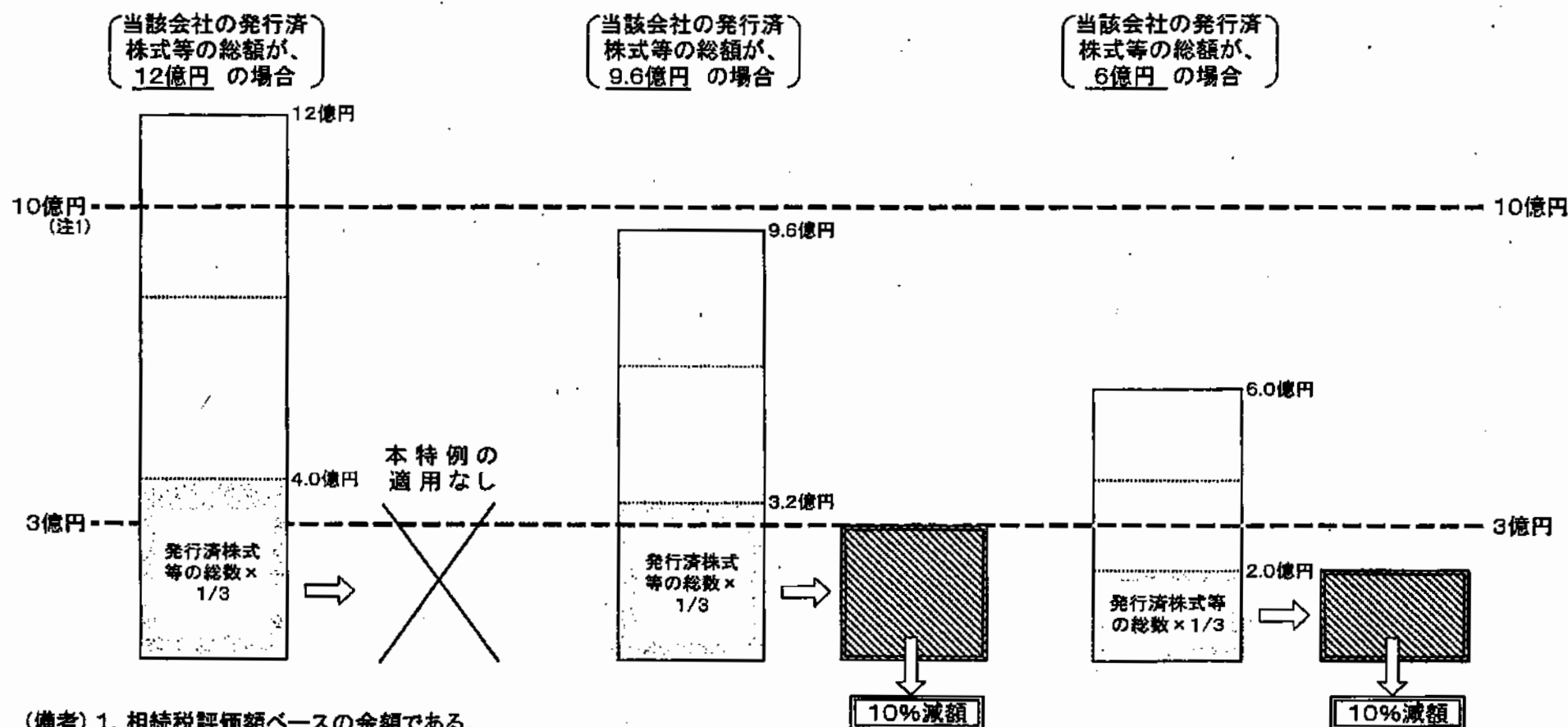
$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{c} \text{上場企業} \\ \text{の業種別} \\ \text{平均株価} \end{array} \right) \times \left[\frac{\begin{array}{c} \text{〔配当〕} \quad \text{〔利益〕} \quad \text{〔簿価純資産〕} \\ \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \end{array}}{5} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{〔調整割合〕} \\ \text{大会社 0.7} \\ \text{中会社 0.6} \\ \text{小会社 0.5} \end{array} \right] \\
 & \left[\begin{array}{l} b, c \text{ 及び } d : \text{ 評価会社の1株当たりの金額} \\ B, C \text{ 及び } D : \text{ 上場企業の業種別の1株当たりの金額} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

純資産価額方式

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{純資産価額} \\ \text{(相評ベース)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{※} \\ \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税額等相当額} \end{array} \right)}{\text{発行済株式数}}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{※} \\
 & \text{評価差額に} \\
 & \text{対する法人} \\
 & \text{税等相当額} = \left[\begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による} \\ \text{純資産価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{帳簿価額} \\ \text{による} \\ \text{純資産価額} \end{array} \right] \times 0.42
 \end{aligned}$$

取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置

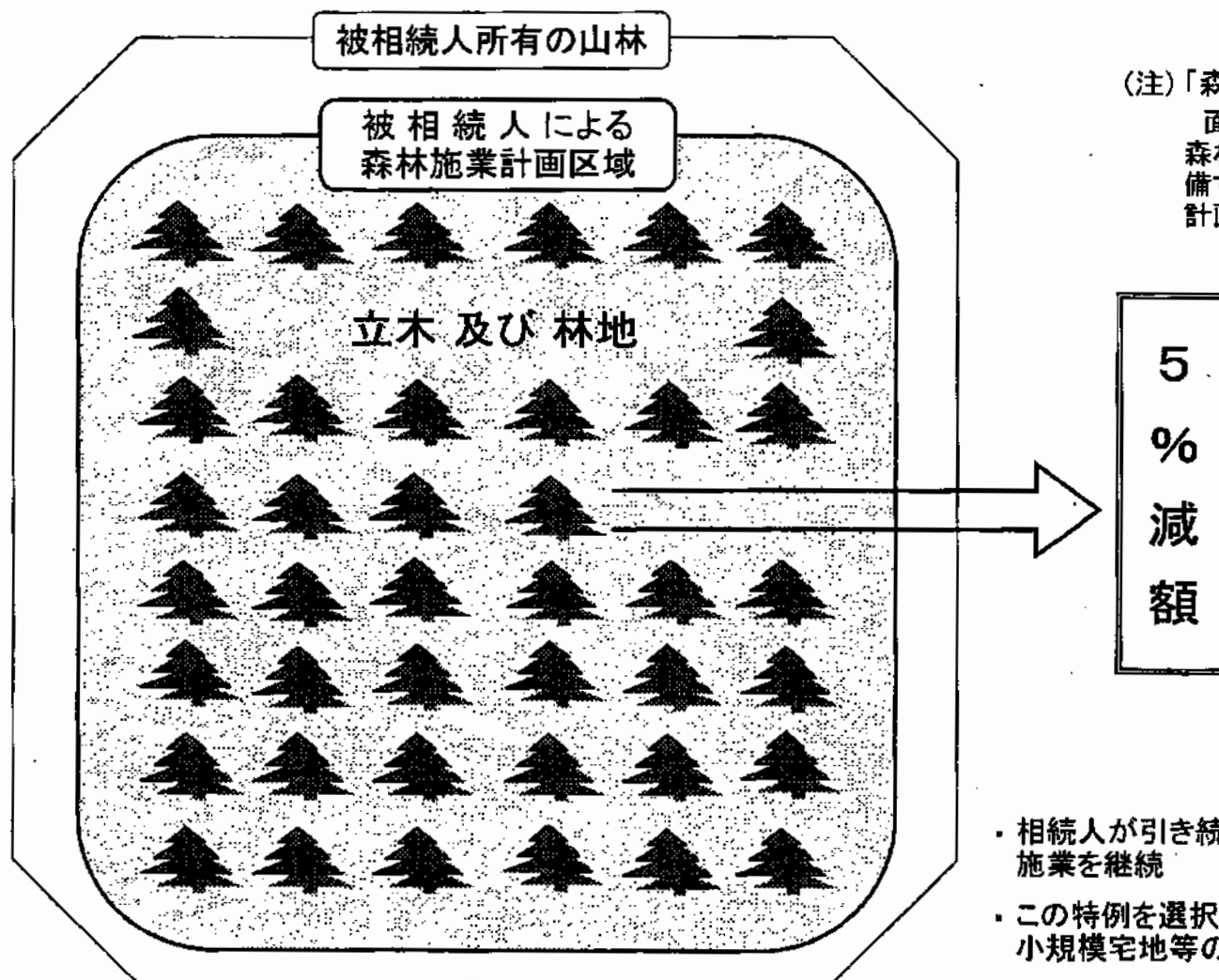


(備考) 1. 相続税評価額ベースの金額である。
2. 被相続人が当該会社の発行済株式等の全てを所有しているものとした。

(注) 1. 被相続人が2つ以上の特例の対象となる同族会社の株式等を有する場合には、その合計額でもって要件(例: 2社の発行済株式等の総額が10億円未満)の判定を行う。
2. 相続人が当該株式を引き続き所有し、役員として当該会社の経営に従事していることが必要である。
3. この特例を選択した場合には、相続税の小規模宅地等の特例等が適用できない。

《 山林所有者の事業承継に対する配慮 》

山林(立木及び林地)に対する相続税の軽減措置(イメージ)



(注)「森林施業計画」とは、

面積が30ha以上等の森林について、
森林所有者等が、単独又は共同して整
備するために作成する5年を1期とした
計画で、市町村の長が認定したもの

- ・ 相続人が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続
- ・ この特例を選択した場合には、相続税の小規模宅地等の特例等の適用を停止

○ 相続税の延納制度の概要

(未定稿)

区 分		分納税額 (最高)	延納期間 (最高)	平成12年 改正前	改 正 前		改 正 後	
				利 子 税 年 割 合	特 例 適 用 合		利 子 税 年 割 合	特 例 適 用 合
① 不動産等の価額が課税の相続財産の50%以上の場合	イ 不動産等の価額に対応する税額(ロ、ハ、ニを除く。)	年賦均等額	15年	5.4%	3.6%	2.0%	同	左
	ロ 不動産等の価額が課税相続財産の価額の75%以上の場合の不動産等部分の税額	年賦均等額	20年	4.2%				
	ハ 緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額	年賦均等額	15年	4.8%	3.0%	1.6%	1.2%	0.6%
	ニ 計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の30%(→20%)以上の場合 イ) 森林施業計画対象立木部分の税額 ロ) 特定森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に應ずる年賦不均等額との選択	イ) 20年 ロ) 40年	3.6%				
	ホ その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額	10年	6.0%	5.4%	3.0%	同	左
② 不動産等の価額が課税の相続財産の50%未満の場合	イ 立木の価額が課税相続財産の価額の30%を超える場合の立木の価額に対応する税額(ハを除く。)	年賦均等額	5年	5.4%	4.8%	2.6%	同	左
	ロ 緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の土地の価額に対応する税額			4.8%	4.2%	2.3%	同	左
	ハ 計画伐採立木の価額が課税相続財産の価額の30%(→20%)以上の場合の森林施業計画対象立木部分の税額	年賦均等額と計画伐採立木の伐採の時期及び材積に應ずる年賦不均等額との選択		3.6%	3.0%	1.6%	1.2%	0.6%
	ニ その他の財産の価額に対応する税額	年賦均等額		6.6%	6.0%	3.3%	同	左

(注1) 不動産等とは、不動産や不動産の上に存する権利、立木、事業用の減価償却資産、特定同族会社の株式や出資をいう。この場合の特定同族会社とは、相続や遺贈により財産を取得した人とその特別関係者の有する株式や出資の金額の合計額が、その会社の株式金額や出資金額の50%以上を占めている非上場会社をいう。

(注2) 特例適用割合は公定歩合 0.1%の場合(平成13年11月1日以後に開始する分納期間に適用)のものである。

個人事業者の事業承継を巡る問題（「事業承継等に関するアンケート」より）

1. 事業承継の有無

全体[100%]	事業を承継 [91.6%]	1～3年後も事業を継続	[90.9%]	}	⇒ 2. へ
		1～3年後に廃業	[0.7%]		
	事業を承継せず [8.4%]	承継の機会に廃業	[3.5%]	}	⇒ 3. へ
		承継の機会に転業	[4.9%]		

2. 事業承継時の問題点（事業を承継した者対象）＜複数回答＞

事業を承継	問題なし		[47.0%]
	問題あり		
		先代からの借金の返済	[48.7%]
		競争力・技術力・信用力の低下	[20.8%]
		相続税の支払	[6.6%]
		遺産分割を巡る確執	[1.0%]
		その他	[7.1%]

3. 事業を承継しなかった理由（事業を承継しなかった者対象）＜複数回答＞

事業継続せず	積極的転廃業	自ら興味ある事業を始めたかった	[36.1%]
		すでに勤務者となっていた	[13.9%]
	将来性への不安	事業・地域に将来性・発展性なし	[55.5%]
		後継者難・従業員確保難	[16.6%]
	その他	相続税支払いが負担	[0%]
		その他	[8.4%]
	無回答		[13.9%]

（注）関東・甲信越地域の個人企業（国民生活金融公庫取引先）が対象

（資料）「事業承継等に関するアンケート（平成11年10月実施）」（国民生活金融公庫総合研究所）より作成

○ 農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み

① 贈与税

(農業を営む個人)

農地の全部、採草放牧地及び準農地の2/3以上
を一括生前贈与

(後継者)

贈与税の計算

申告期限(贈与の翌
年2月1日～3月15
日)内に申告

{贈与税の全額を
納税猶予}

(贈与者(親)が死亡したとき)

贈与を受けた農地等は相続により取得したものとみなす。

死亡の時の価額で相続税の計算 [贈与税の猶予税額を免除]

② 相続税

(農地の相続人) → 農地、採草放牧地及び準農地を相続した者

相続税の計算

申告期限(相続後10ヶ月)
内に申告

{農業投資価格分の農地と農地以外の
財産に対応する相続税を直ちに納付
○農業投資価格を超える農地価額に対
応する相続税⇒納税猶予}

○この農地の相続人が死亡したとき
○推定相続人に一括生前贈与したとき
○申告期限から20年を経過したとき(都市営農農地
等について特例の適用を受けている者を除く。)

[納税猶予額の免除]

延 納 制 度 の 概 要

1. 概 要

相続税・贈与税について、金銭で納付困難な金額を限度として、担保を提供し、税金を年賦で納めることができる。

2. 主な要件

- (1) 納付すべき税額が10万円を超えること。
 - (2) 納期限までに金銭で納付することが困難な事由があること。
 - (3) 一定の担保を提供すること。
- (注) 延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以下である場合を除く。

3. 延納期間と利子税

相続財産のうち不動産の占める割合によって、延納期間及び利子税の割合が異なる。(詳細は別添参照)

4. 担保の種類

延納の担保として提供できる財産の種類は、次のようなものをいう。

なお、相続等により取得した財産に限らず、共同相続人又は第三者が所有している財産でも差し支えない。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他の有価証券(取引相場のない株式が含まれる。)
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録された船舶等で保険に付したもの
- (5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団等
- (6) 税務署長等が確実と認める保証人の保証

物納制度の概要

1. 納付すべき相続税額のうち、

①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、

②その困難とする金額を限度として

物納を申請することができる。

物納にあてることができる財産は、相続財産のうち次のものとされている(法41)。

(1) 第1順位

イ. 国債・地方債
ロ. 不動産・船舶



(2) 第2順位

社債、株式、証券投資
信託または貸付信託
の受益証券



(3) 第3順位

動 産

(注)上記の第2、第3順位に掲げる財産を物納にあてることができる場合は、税務署長が特別の事情(※)があると認める場合を除くほか、

- ・第2順位に掲げる財産については、第1順位に掲げる財産のうちに適当な価額のものがない場合に限られ、
- ・第3順位に掲げる財産については、第1順位及び第2順位に掲げる財産のうちに適当な価額のものがない場合に限られる。

(※)1. 上記の「特別な事情」とは、たとえば、その財産を物納すれば、居住し、又は営業を継続して通常の生活を維持するのに支障を生ずるような場合をいう(基通41-8)。

2. 取引相場のない株式について物納申請があった場合において、相続又は遺贈により取得した資産のほとんどが当該株式であり、かつ、当該株式以外に物納に充てべき財産がないと認められるときは、当該株式を許可しても差し支えないものとする(基通41-14)。

2. 物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となったその財産の価額(相続税評価額)によるが、収納のときの現状によって財産の収納価額を定めることができる(法43①)。

公 益 活 動 等 に 対 す る 寄 附 金

寄附の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・国公立学校 ・国公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・学校の建設 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術 の試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 (NPO法人)のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金(※)－1万円」を所得 から控除 ※ 所得金額の25%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%) × 1／2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の
もので(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%) × 1/2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されません。

ブッシュ減税(遺産税関連部分)の概要

(未定稿)

○ 遺産税の段階的廃止(最高税率の引下げ等)

- ・ 2002年から2009年まで、最高税率を段階的に引き下げる(55%⇒45%)。
- ・ 2010年に、遺産税を廃止する。
- ・ 2011年以降、遺産税は復活し、減税前の税率(最高税率55%)に戻る(サンセット条項)。

(注) サンセット条項
2010年までの時限的措置であり、
2011年以降は適用されない。

(備考)「遺産税の段階的廃止」のスケジュール

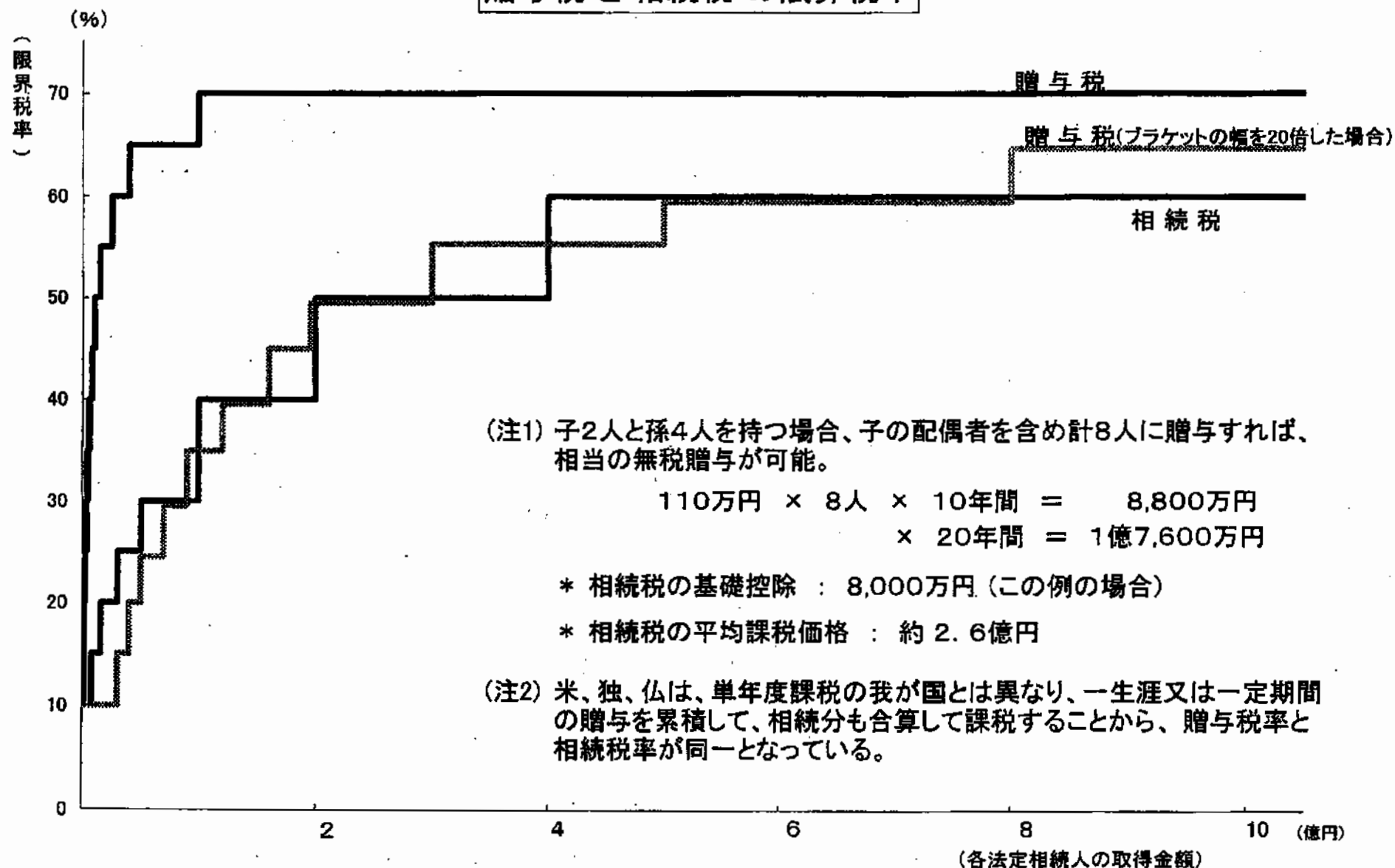
2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年 ~
18%								18%		18%
43%								43%		43%
45%	45%	45%	45%	45%	45%					45%
49%	49%									49%
53%		49%	48%	47%	46%	45%	45%	45%		53%
55%	50%									55%

(注) ブッシュ政権の任期は、最長で8年(2009年1月まで)である。

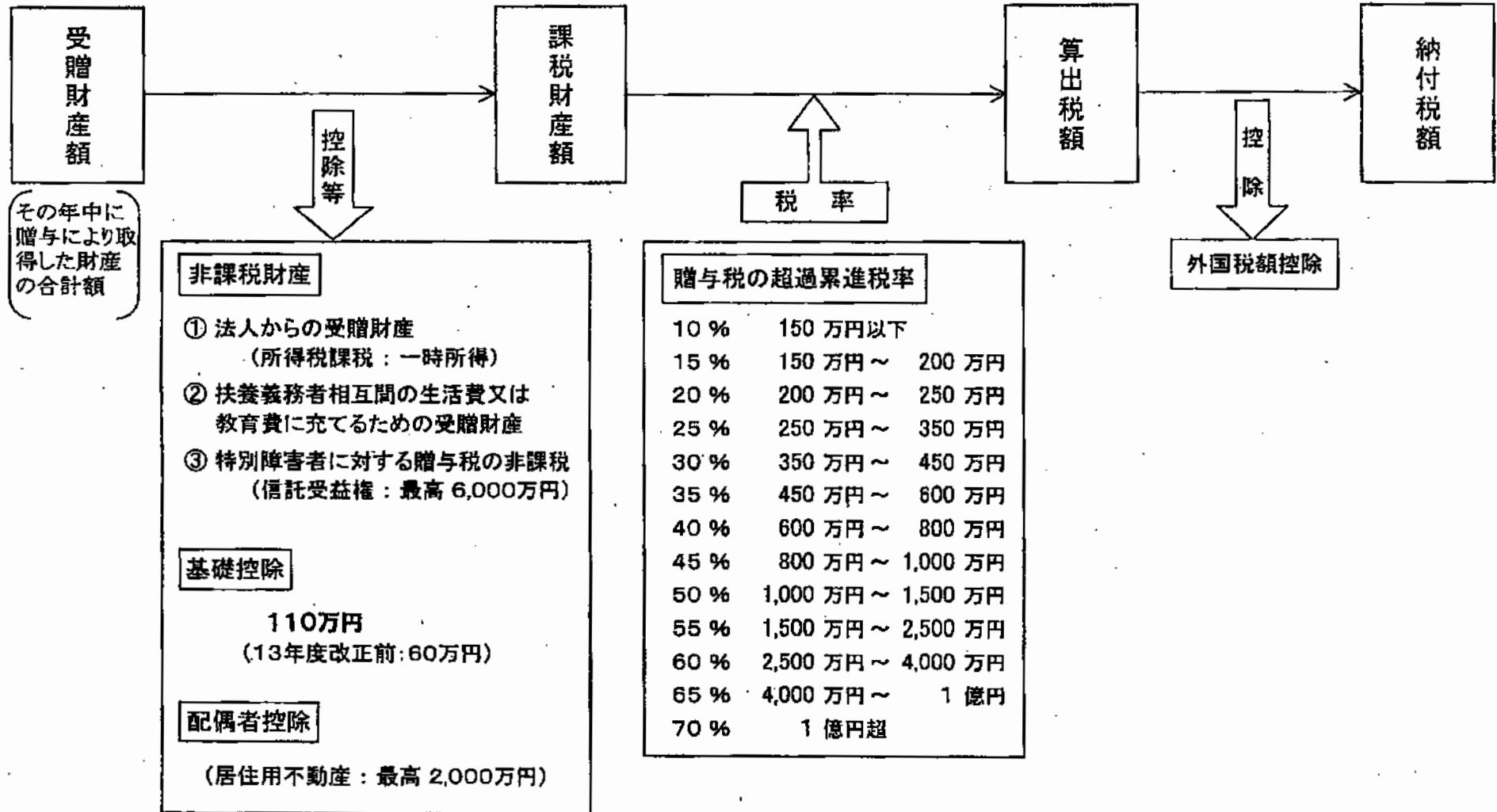
【参考】

現在、OECD加盟国(30ヶ国)のうち相続税のない国は、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダ及びイタリアの5ヶ国である。

贈与税と相続税の限界税率



贈与税の仕組み



扶養義務者相互間における生活費等の贈与についての取扱い

相続税法第21条の3（贈与税の非課税財産）《抄》

次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

【参 考】

1. 「扶養義務者」の範囲（相続税法基本通達21の3-3、7-6、民法877条）

- (1) 配偶者
- (2) 直系血族
- (3) 兄弟姉妹
- (4) 家庭裁判所の許可を受けて扶養義務者となった三親等内の親族（三親等内の親族で生計を一にする者を含む。）

2. 「生活費」の意義（相続税法基本通達21の3-4）

その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（治療費、養育費等を含む。）

3. 「教育費」の意義（相続税法基本通達21の3-5）

教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等。義務教育費に限らない。

4. 生活費及び教育費の取扱い（相続税法基本通達21の3-6本文）

生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいう。

従って、生活費又は教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合は含まれない。

5. 生活費等で「通常必要と認められるもの」（相続税法基本通達21の3-7）

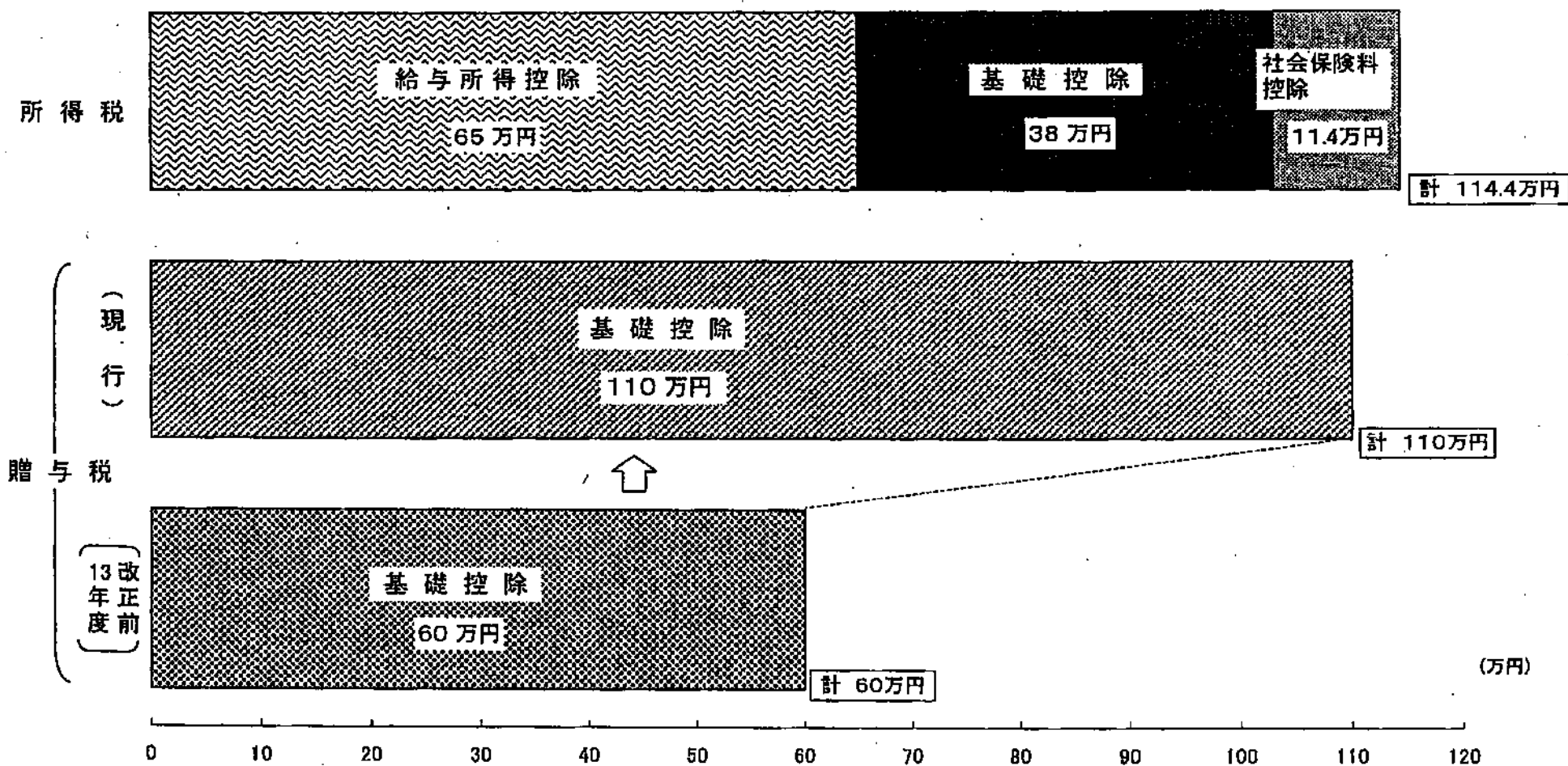
被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産。

贈与税の基礎控除及び配偶者控除の推移

年	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除
昭和33年 }	贈与税の課税価格から控除する。 20万円	
昭和39年 }		
昭和41年 }		(創設) 160万円
昭和46年 }	40万円	360万円
昭和48年 }		560万円
昭和50年 }		1,000万円
昭和63年 }	60万円	
平成13年 }	110万円	2,000万円

(注) 昭和33年から、3年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積制度が導入されていたが、昭和50年に廃止されている。

所得税(独身の給与所得者の場合)と贈与税の課税最低限の比較



(注) 社会保険料控除の近似式の計数改訂後の金額である。

贈与税の配偶者控除の概要

○ 措置の概要

婚姻期間が20年以上の配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合には、その年分の贈与税の課税価格から 2,000万円までの金額を控除する。

※ この措置は、同一の配偶者からの贈与について、一生に一回適用することができる。

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の概要

1. 特例の概要

平成15年12月31日までに、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税については、1,500万円を限度に5分5乗によって贈与税額を計算する。

ただし、贈与を受けた年の翌年以降4年間は、これらの年に既に住宅取得資金等の5分の1相当額の贈与を受けているものとして贈与税額が計算される。

2. 適用対象者

父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得（新築を含む。）、買換え（建替えを含む。）又は増改築等のための資金（住宅取得資金等）の贈与を受けた者で、次の要件を満たすもの

(1) 住宅の取得（新築を含む。）の場合

- ① その贈与を受けた時において国内に住所を有すること。
- ② 過去にこの特例の適用を受けたことがないこと。
- ③ その贈与を受けた年分の合計所得金額が1,200万円以下であること。
- ④ その贈与前5年以内において自己又は配偶者の所有する住宅に居住したことがないこと。

(2) 住宅の買換え（建替えを含む。）の場合

- ① 上記(1)の①及び②と同じ。
- ② その贈与を受けた年分（住宅の譲渡が翌年の場合には、当年分及び翌年分）の合計所得金額が1,200万円以下であること。
- ③ 贈与前5年以内に居住していた自己又は配偶者の所有する住宅を贈与を受けた年の翌年12月31日までに譲渡又は滅失させたこと。

(3) 住宅の増改築等の場合

上記(1)の①～③と同じ。

3. 適用対象となる住宅用家屋又は増改築等

(1) 住宅の取得（新築を含む。）の場合

- ① 翌年3月15日までに住宅の取得（新築を含む。）をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。

② その他の要件

- イ 新築住宅：床面積50㎡以上
- ロ 中古住宅：床面積50㎡以上
 - (イ) 木造住宅…建築後20年以内
 - (ロ) マンション等…建築後25年以内

(2) 住宅の買換え（建替えを含む。）の場合

- ① 翌年3月15日までに住宅の買換え（建替えを含む。）をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。
- ② 上記(1)と同じ。

(3) 住宅の増改築等の場合

- ① 翌年3月15日までに住宅の増改築等をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。
- ② その他の要件（次のイ又はロのいずれか）
 - イ 増改築等による床面積の増加：50㎡以上
 - ロ 増改築等に係る工事費用：1,000万円以上

(注)「増改築等」とは、増築、改築、大規模の修繕又は模様替えをいう。

基礎控除の引上げ等による贈与税の負担軽減状況

	(13'改正前)	(現 行)
基 礎 控 除	60万円	⇒ 110万円
特例非課税限度額	300万円	⇒ 550万円

(単位:万円)

贈 与 額	本 則			住宅取得資金等の贈与の特例			住宅特例による軽減額	
	(13'改正前) (A)	(現 行) (A')	(A)' - (A)	(13'改正前) (B)	(現 行) (B')	(B)' - (B)	(13'改正前) (B) - (A)	(現 行) (B)' - (A')
300万円	30.5	21.0	▲ 9.5	0.0	0.0	0.0	▲ 30.5	▲ 21.0
500万円	84.5	69.5	▲ 15.0	20.0	0.0	▲ 20.0	▲ 64.5	▲ 69.5
1,000万円	283.0	260.5	▲ 22.5	70.0	45.0	▲ 25.0	▲ 213.0	▲ 215.5
1,200万円	380.0	355.0	▲ 25.0	97.5	65.0	▲ 32.5	▲ 282.5	▲ 290.0
1,500万円	530.0	505.0	▲ 25.0	152.5	105.0	▲ 47.5	▲ 377.5	▲ 400.0